

2009

5

MAY

Vol.37

Produce by
Osaka pref. Industrial Waste Association

Clean Life

クリーン
ライフ

特集1 PCBの処理状況

特集2 全国都道府県及び政令指定都市等
環境担当部局長会議資料



許可証の有効期限を CHECK!!

許可証の有効期限は5年です

気がついたら「許可証が有効期限切れ!」

というケースが時々見受けられます。

許可証の更新手続きをしないと、許可は失効します。

このようなことにならないよう、

許可証は常に目の届く場所等に掲示して、

有効期限がいつになっているのか、注意しておきましょう。

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の更新許可申請に関する講習会の受講はお済みでしょうか。更新許可申請には有効な講習会修了証が必要です。更新許可講習会の修了証の有効期限は、大阪府・兵庫県は発効日から5年、その他の地域は2年となっています。複数の地域で許可をお持ちの方は、特にご注意ください。

更新許可申請の受付期限日は、行政庁によって3ヶ月から2ヶ月と幅がありますので、講習会の受講は、少なくとも6ヶ月前位に済ませられることをお勧めします。

更新講習会は大阪では年4回開催されています。許可期限間近になっての受講は、大阪や近隣府県での講習会があるとは限らず、その場合は、遠隔地でも受講していただかなければいけません。時間的にも経費的にも負担が大きくなります。

なお、全国の講習会期日・会場等が記載されている講習会の「受講の手引き」(申請書)は協会事務局にございます。ご入用の際は、協会事務局までご連絡ください。

C O N T E N T S

特集 1 ●PCBの処理状況

PCBとは _____ 2

PCB廃棄物処理事業の仕組み _____ 3

PCB廃棄物処理の実施のための体制 _____ 3

PCB廃棄物の収集・運搬について _____ 4

株式会社国中環境開発 取締役堺支店長 國中雅之

関西電力におけるPCB廃棄物処理の状況 _____ 6

関西電力株式会社 環境室環境技術グループリーダー 小野善孝

特集 2 ●全国都道府県及び政令指定都市等

環境担当部局長会議資料 _____ 8

行政だより●大阪市のごみの出し方が変わりました _____ 20

小売業者が引き取った特定家庭用機器廃棄物の

再使用(リユース)について _____ 22

O S K 通信 _____ 24

新規入会会員紹介 _____ 27

資 料●平成18年度 産業廃棄物の排出状況 _____ 28

平成19年度 不法投棄状況 _____ 32

平成21年度 廃棄物管理士講習会 _____ 41

近畿地区平成21年度講習会日程表 _____ 42

「処理業(新規・更新)、特管物管理責任者に関する講習会」

特集 1

PCBの処理状況

PCBとは

PCB (Polychlorinated biphenyls : ポリ塩化ビフェニル) は、水に溶けない、化学的に安定、絶縁性が良い、沸点が高いなどの性質をもつ、工業的に合成された化合物で、熱媒体、潤滑油、トランス及びコンデンサ用の絶縁油、感圧複写紙等幅広い分野で使用してきた。わが国ではこれまで、約59,000トンのPCBが生産され、このうち約54,000トンが国内で使用してきた。

工業的には優れているPCBではあるが、反面、その性質は難分解性、高蓄積性、大気や移動性の生物種を介して長距離を移動するということになり、人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であり、将来の世代にわたり、地球規模の環境汚染をもたらすものであると言われている。

昭和41年以降、世界各地の魚類や鳥類の体内からPCBが検出されるなど、PCBによる汚染が地球全体に及んでいることが明らかになってきた。また、わが国では、昭和43年に食用油の製造過程において熱媒体として使用された様々な生物や母乳からも検出からも検出され、PCBによる汚染が大きな社会問題となつた。

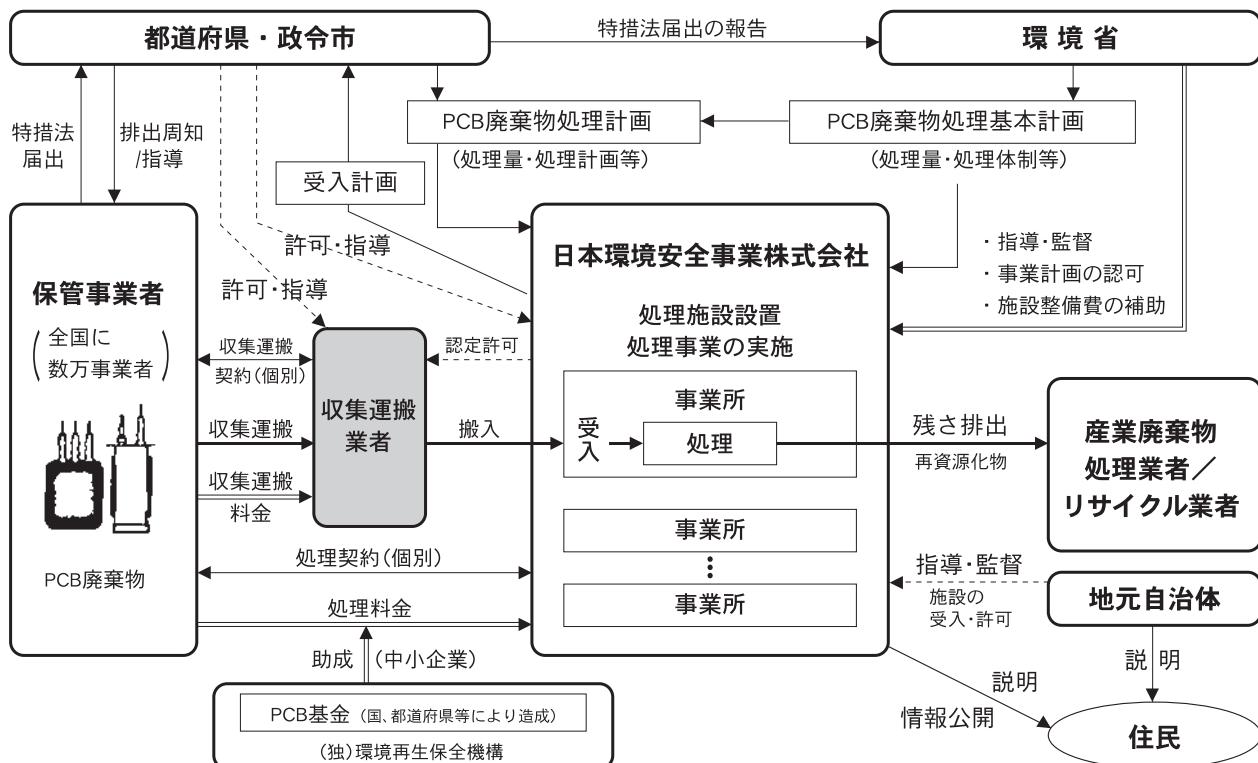
その結果、昭和47年からはPCBの新たな製造はなくなり、さらに、昭和48年10月に制定された化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）に基づき、昭和49年6月からは、その製造、輸入等が事実上禁止となった。

PCB廃棄物の処理については、昭和62年から平成元年にかけて鐘淵化学工業高砂工場において液状PCB約5,500トンを高温焼却した事例はあるが、その後は、高圧トランス及び高圧コンデンサを始めとしたPCB廃棄物の処理は、処理体制の整備が著しく停滞し、長期にわたり処分がなされず、処分のめどが立たないまま長期にわたる保管が行われている。このような長期にわたる保管が継続する中で、PCB廃棄物の紛失等が発生し、環境汚染の進行が懸念される状況となっている。

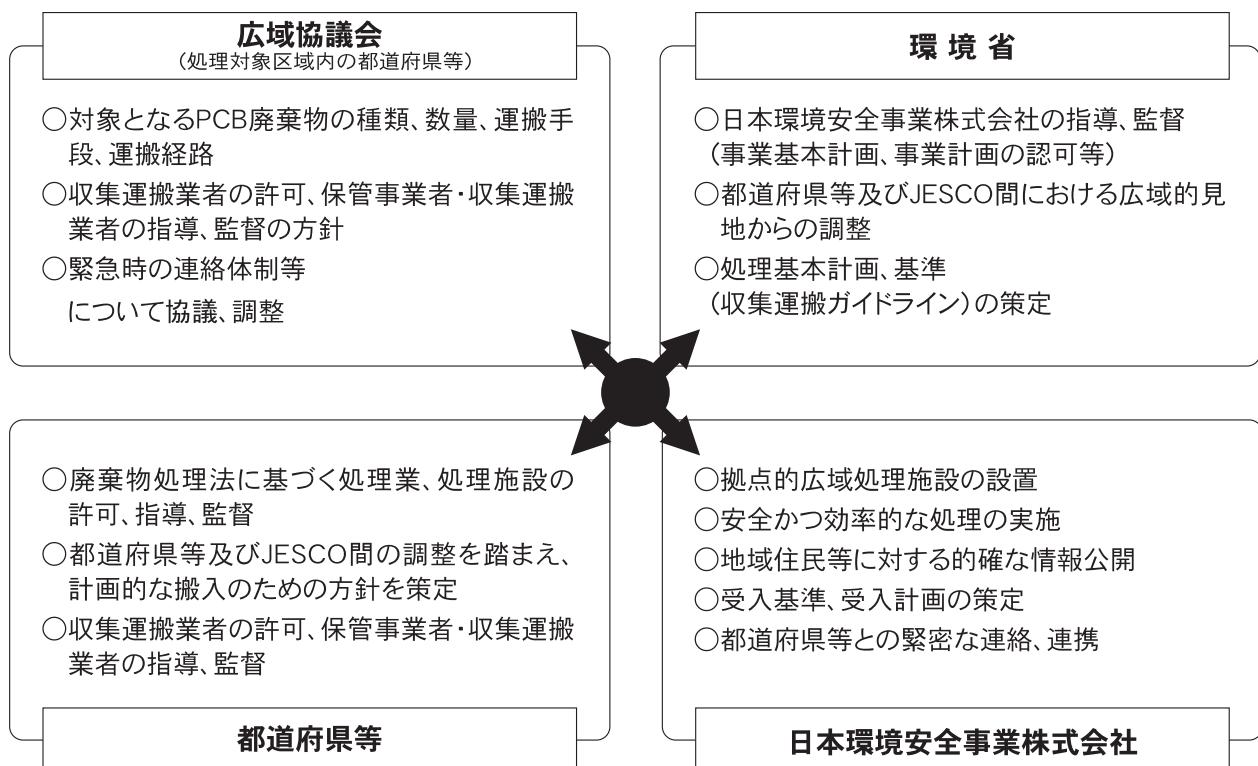
国際的には、PCB等の残留性有機汚染物質による環境汚染を防止するため、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約が平成13年5月に採択された。わが国は、平成14年7月の同条約締結の国会承認を経て、翌8月に加入した。この条約では、PCBに関し、平成37年までの使用の全廃、平成40年までの適正な処分などが定められている。

このような状況を踏まえ、わが国全体のPCB廃棄物の処理のための必要な体制を速やかに整備することが必要であることから、平成16年4月に国が100%出資する日本環境安全事業株式会社を新しく設立され、国の監督と支援の下、環境事業団から承継したPCB廃棄物処理事業を推進している。

PCB廃棄物処理事業の仕組み



PCB廃棄物処理の実施のための体制



PCB廃棄物の収集・運搬について

株式会社国中環境開発 取締役 堀支店長 國中 雅之

事業の開始

当社がP C B廃棄物の収集・運搬の許可を取得した理由は、産業廃棄物処理業者としてP C B廃棄物を処理することにより、社会貢献を果たすという社長の強い意志により決定しました。

この事業を成功させるために、企画、営業、収集運搬に携わる責任者を集め、社内でプロジェクトチームを結成したのですが、チームの平均年齢が若く、30年以上前に製造されたP C B廃棄物のことを知らないという従業員が大半をしめ、プロジェクトチームの一番初めのミーティングは「P C B廃棄物とは」からのスタートとなりました。

許認可の手続き

当社のP C B廃棄物に係る事業計画は、近畿二府四県に保管されているP C B廃棄物（コンデンサ、トランス等）を日本環境安全事業株式会社（以下、「J E S C O」という。）に収集運搬することでした。この事業計画に基づき、事業を開始するには、各行政から特別管理産業廃棄物収集運搬業（「P C B汚染物」、「廃P C B等」）の許可及びJ E S C Oの入門許可が必要でした。

特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を取得するには、通常の申請とは事なり事前協議を行うことから始まります。事前協議は、P C B廃棄物を収集運搬するにあたり、使用する施設、体制等が環境省が作成した「P C B廃棄物収集・運搬ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）」を順守できるものとなっているかを確認するものです。また、搬入先が当該収集運搬業者の入門を許可しなければ、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請に移ることはできず、安全性を確認できない場合は許可の申請すら行うことはできません。

J E S C Oの入門許可申請については、事業計画（社内体制、教育、設備類、保険等）が、ガイドラインやJ E S C Oの受入基準を順守できる内容であることを証明する資料を添付して提出します。一言で「設備類」と言いましても、運搬する容器の図面、強度、材質、構造、性能確認試験の方法、維持管理計画や、P C B油の漏洩時に使用する吸収材の材質、性能等があり、運搬を行うために必要な設備全てに対して資料を提出する必要があります。

これらの申請を通して、P C B廃棄物を安全に運搬することの大切さ、社会的な責任を感じることができました。

安全面の確保

安全面の確保については、許認可の手続きでも記述しているように、安易に収集運搬業の許可を取得できる環境ではありません。実際の収集運搬を行うにおいても、社内体制、教育、設備類、保険等については、安全の確保が求められています。社内体制、教育は、安全管理責任者、運行管理責任者を置く必要があり、この者に財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが主催する、「P C B廃棄物の収集運搬業務従事者講習」を受講し修了しなければなりません。当然のことながら、作業従事者は、年一回以上教育を受講することが求められています。設備類については、G P S装置と連携し、廃棄物のトレーサビリティを行っています。また、万が一の漏洩を考慮して緊急事態処置用具の充実や、賠償保険の加入などが必要となります。

さらに、収集運搬の安全を確保するため、運搬の見積もりは、必ず保管状況を確認した後に行い、運搬を行うことが決定した後は、ガイドラインに従い「運行計画書」を排出事業者様に提出します。この運行計画書を作成

当社の従業員も特別管理

するにあたっては、P C B 廃棄物の搬出計画、運搬経路、使用設備一覧等を記載し、排出事業者様が安心して運搬を委託できるようにしています。

このように、事業計画から運搬の実施まで全てにおいて、安全を第一に考えて事業が求められています。

収集運搬の難しさ

P C B 廃棄物は、長年にわたり保管されていて、場合によっては建物の地下の角などに保管されていることがあります。搬出するだけでもかなりの時間を要します。また、保管状態ですでに漏洩している物もあり、修復する（修復できない物もあり）のにも時間がかかります。さらに、周辺の道路規制（通行の制限、時間の制限、駐車の制限）に合わせた作業が求められ、知識と経験が必要となります。

最後に

P C B 廃棄物の運搬業務を通じて、当社が得たことは従業員の経験値の向上もさることながら、通常の業務の見直しを高いレベルで行えたことです。

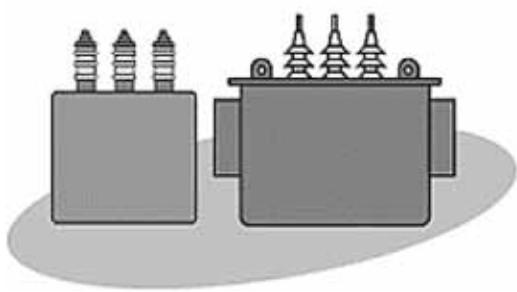
また、P C B 廃棄物運搬業務という特殊な業務に従事していることで、お客様から得られる信頼もあります。

そもそも、我々が従事している産業廃棄物処理業は、社会インフラの一部であり社会システムが円滑に回る一翼を担っています。P C B 廃棄物運搬業務は、その極端な部分であると考えます。

誰かが処理を行い、その処理場まで誰かが運ばなければなりません。

その運ぶ誰か（任意で許可を取ったのですが）が、当社であると考えP C B 廃棄物は危険性をよく理解すると共に安全に処理会社へ運ぶことを第一に業務に従事していきたいと思います。

お申込みの流れ



PCB廃棄物のお問い合わせ窓口

国中環境開発

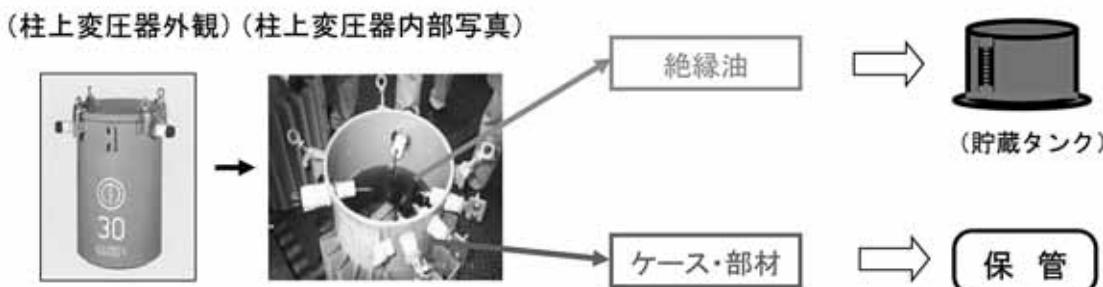
072(257)7731

関西電力におけるPCB廃棄物処理の状況

関西電力株式会社 環境室環境技術グループリーダー 小野 善孝

1. PCB廃棄物処理施設設置の背景

関西電力は、平成2年に柱上変圧器に使用している再生絶縁油から、ごく微量のPCBの混入が検出されて以降、使用を終えた対象となる柱上変圧器について、絶縁油を本体から抽出した上でそれぞれ厳重に保管していました。

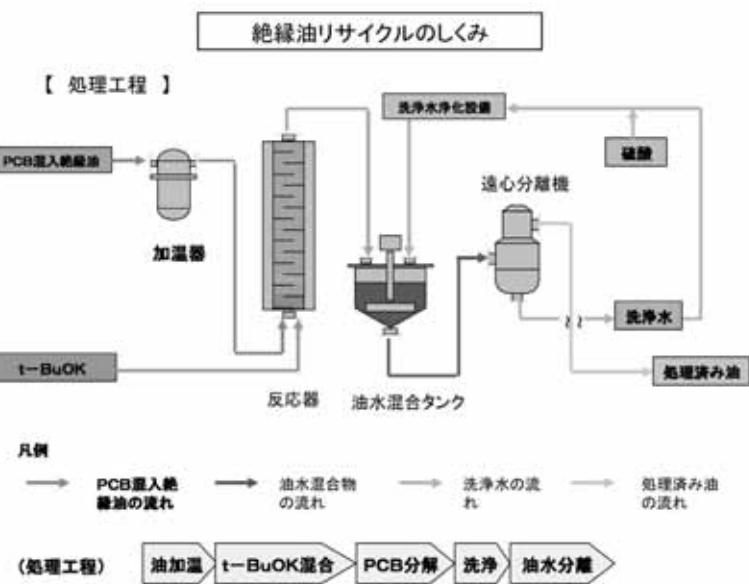


こうした中、PCBを保管している事業者を中心に焼却に代わる化学処理技術の開発が進められ、国（厚生労働省、環境省、経産省）においてこれら化学処理によりPCBを分解する技術について技術評価がなされ、平成10年6月施行の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の関連政省令の改正において、処理基準の制定等と併せて6つの技術が実用化可能と評価され、処理技術として認定されました。

その後、平成13年7月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下、PCB特措法という）」が施行され、PCB廃棄物を保管する事業者は、法律が施行された日（平成13年7月15日）から15年間内に、PCB廃棄物を処理することが義務付けられました。

2. 柱上変圧器資源リサイクルセンター設置経緯と低濃度PCB廃棄物の処理状況

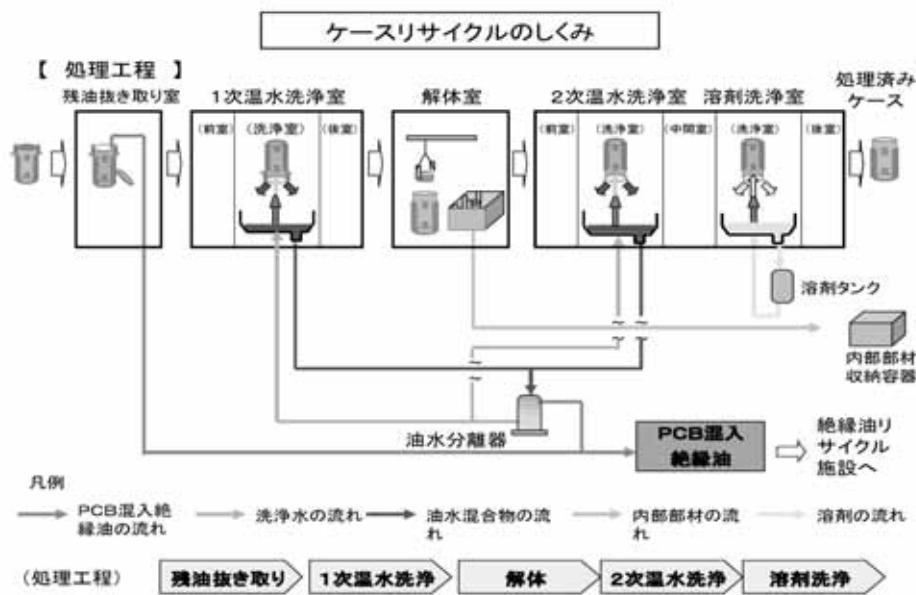
関西電力は、保管を継続するよりも早期に処理を行うことが根本的な解決となる事から、(株)関西テック（現：株かんでんエンジニアリング）と共同で、排ガスの発生がなく、反応プロセスが基本的に閉鎖系で完結することを最大の長所とする化学分解処理技術（t-BuOK法）を開発し、大阪市をはじめ関係ご当局のご指導を得ながら実用化研究を進めてきた結果、前述の実用可能な無害化処理技術の一



つとして認められました。また、同時に柱上変圧器ケースのP C B除去方法として廃プラスチック類又は金属屑の洗浄技術として洗浄設備を用いた方法が認められました。

関西電力㈱は、大阪市此花区に前述の無害化処理技術を使用して処理をする低濃度P C B廃棄物処理施設：柱上変圧器資源リサイクルセンターを設置することとし、平成11年12

月に産業廃棄物処理施設設置計画書を大阪市へ提出しました。平成14年9月に着工し、平成16年1月に竣工、同年4月から本格運用開始となりました。



柱上変圧器資源リサイクルセンター全景



この施設は、ごく微量のP C Bが含まれる絶縁油を使用した柱上変圧器を対象にし、これらの絶縁油を脱塩素化分解法（有機アルカリ金属分解法）を用いて絶縁油中のP C Bを分解し、無害化処理するとともに、柱上変圧器ケースに付着したP C Bを温水ジェット+溶剤洗浄法を用いて除去しております。

計画処理量は、再生絶縁油約10万kℓ、柱上変圧器ケース約24万台としており、現在（平成20年度末）までに、再生絶縁油約4万7千kℓ、柱上変圧器ケース約10万7千台の処理を安全かつ確実に行ってています。

なお、高濃度P C B廃棄物の処理については、平成18年10月から日本環境安全事業㈱で委託処理を実施しています。

特集 2

全国都道府県及び政令指定都市等 環境担当部局長会議資料

(H.21.1.19開催・抜すい)

産業廃棄物対策の推進について

(1) 基本的考え方

産業廃棄物の処理は廃棄物処理法において排出事業者責任の下で行うことが原則とされており、平成3年及び平成9年の法改正による産業廃棄物管理票制度の導入・拡充、措置命令の強化によりその具体化・明確化を図るとともに、平成12年の法改正において、最終処分までの確認義務を排出事業者に課し、最終処分までの間に不適正処理が行われた場合には、一定の要件の下に排出事業者を措置命令の対象とすることとされた。また、産業廃棄物の適正処理には、排出事業者責任の徹底と同時に、処理の受け皿として安全で安心できる処理施設の確保が不可欠であるが、都市部を始めとする最終処分場の不足など、処理施設の整備が必ずしも十分ではない。そのため、産業廃棄物の処理施設は民間による整備を基本としているが、必要な処理能力を確保するため、平成12年度より公的主体(廃棄物処理センター)による産業廃棄物処理施設の整備等を支援する補助制度を実施している。

一方、不法投棄の未然防止等のための措置についても順次強化しており、平成15年の法改正で、廃棄物であることの疑いがある物に対する都道府県等の調査権限の拡充、未遂罪の創設のほか不法投棄等に係る罰則の強化、緊急時の国の調査権限の創設等の措置を講じ、平成16年の法改正では、廃棄物の収集運搬における不法投棄目的罪の創設、環境大臣の指示権限の創設等の措置を講じ、また、平成17年の法改正では、産業廃棄物管理票制度の強化、無確認輸出に関

する罰則の強化等の措置を講じたところである。加えて、平成18年の法改正では、石綿含有廃棄物等の処理を円滑にするための無害化処理認定制度の創設や石綿含有産業廃棄物の処理に係る基準の策定といった措置を講じた。

このように規制強化を行う一方、優良な処理業者が市場で優位な立場に立てるようになるとともに、排出事業者が信頼できる処理業者を選択できるようにするために、産業廃棄物処理業の優良化を推進する事業や電子マニフェストの普及を促進する事業を実施している。このほか、環境省における取消処分情報の提供や、適正処理推進センター(財団法人産業廃棄物処理事業振興財団)における産業廃棄物処理業者に係る許可内容等の情報提供を実施している。

なお、平成9年に改正された廃棄物処理法が施行されてから10年が経過し、本改正法の附則に基づき、政府において法の施行状況について検討を加える時期となり、さらに、その後の累次の改正法の附則に基づき、今後、必要に応じて順次検討を行うべき状況にある。そのため、平成20年7月、中央環境審議会に「廃棄物処理制度専門委員会」を設置し、廃棄物処理法に基づく廃棄物の排出抑制、適正な処理等に関する事項について、その施行状況の点検、評価を行っているところである。平成20年末までに5回の審議を行い、現行の廃棄物処理法に関する論点の整理を行ったところであり、今後、さらに廃棄物の適正処理と3Rの促進方策について総合的な検討を行っていく予定である。

(2) 廃棄物処理法の都道府県等における円滑な施行等について

①立入検査及び行政処分等の厳格な実施

立入検査については、平成20年5月16日付け通知（環廃産発第080516001号。以下、「立入検査通知」という。）により、立入検査を行う上での留意事項を示したところである。これは、平成2年4月の立入検査及び指導の強化に関する通知以降、累次の法改正により、廃石綿等に代表される特別管理産業廃棄物の指定を始め、産業廃棄物処理に係る規制が逐次強化されたことに対応するものである。産業廃棄物の不適正処理の手口は、悪質化、巧妙化していることから、立入検査についてはより効率的かつ確実に行うことが求められている。都道府県等においては、立入検査通知に基づき、効率的かつ公正な立入検査により、事業者等に対し適正な指導に努めていただきたい。

また、産業廃棄物の不適正処理については、累次の法改正の内容を踏まえて平成17年8月に改正した「行政処分の指針」に基づき、法的効果を伴わない行政指導ではなく、迅速かつ厳正な行政処分をもって対処されたい。

②業廃棄物処理業の優良化

環境省では、平成15年度から、幅広い産業廃棄物関係者の参画のもと、資源循環ビジネスの育成と活性化を図るために将来ビジョンの提示や新たなビジネスモデルの支援を目指し、産業廃棄物処理業の優良化を図るための事業を実施している。

その一環として、産業廃棄物処理業優良化推進委員会（委員長：北村喜宣 上智大学教授）において「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度及び評価基準」を取りまとめた。これを受けて環境省では、平成17年4月1日に省令改正を行い、この評価基準を法令に位置づけ、評価基準に適合した処理業者に対しては、都道府県知事等の判断により、処理業の許可更新等の際に提出する申請書類の一部を省略させることができる制度を創設した。本制度は本年度中に45都道府県、55政令市が取り組むこととしており、平成20年11月末時点で1,677件（248事業者）（平成19年11月末時点では705件（185事

業者）が評価基準への適合確認を受けている。さらに、山口県のほか36の自治体が許可更新等の時期によらず事前に評価基準の適合を確認する事前評価を行っており、その実績は580件149事業者（平成19年11月末時点では447件134事業者）と大幅に増加している。このような取組は、処理業者の参加を促すものとして大いに評価すべきものと考えており、産廃情報ネット（<http://www.sanpainet.or.jp/>）にも参考として掲載されているので、導入について積極的な御検討をお願いする。

また、平成20年12月18日現在で、評価基準の一つである会社情報等の情報公開を満たすために産廃情報ネットで情報公開を行っている事業者数は1,388件に上っており、これらの中には認定を目指している事業者が多数含まれていると考えられることから、引き続き本制度の積極的な導入・活用につき、格段の御協力をお願いする。併せて、評価基準の適合を確認した際は早急にご報告いただくようお願いする。

なお、評価制度開始後2年が経過し、社会の要請や優良化の進展状況を踏まえ、排出事業者及び処理業者がより活用しやすい評価基準や制度運用等とすることを目的に、現在、上述の委員会において評価基準の改訂・高度化等について検討を行っているところである。

③産業廃棄物処理業からの暴力団排除

近年、暴力団は、その組織実態を隠ぺいする動きを強め、その活動はますます不透明化しており、資金獲得活動も巧妙化してきている。今日、多くの企業は、企業倫理として暴力団を始めとする反社会的勢力と一切の関係をもたないことを掲げ、様々な取組を進めているところであるが、暴力団排除意識の高い企業であったとしても暴力団関係企業等と知らず、結果的に経済取引を行ってしまうケースがあることから、反社会的勢力との関係遮断のための取組を一層推進する必要がある。

このような共通認識の下、平成19年6月19日第3回犯罪対策閣僚会議幹事会において、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（以下「企業指針」という。）」が、同幹事会申合せとして了承され、同年7月3日に開催された第9回犯罪対策閣僚会議にその旨報告が

なされた。

環境省では、これを受け、産業廃棄物処理業界からの暴力団排除を強力に推進するため、同年7月17日付け依頼文（環廃産発第070717002号）により都道府県等に産業廃棄物処理業界等への周知徹底を依頼し、さらに産業廃棄物処理業界へのより一層の周知を図るため、同様の依頼を社団法人全国産業廃棄物連合会に行った。また、経済界、産業廃棄物処理業界との各種会合の席上において、その普及活動を積極的に行ってきました。なお、「企業指針」については、環境省のホームページ（<http://www.env.go.jp/link/link01.html>）を通じて首相官邸の犯罪対策閣僚会議のホームページから全文の閲覧が可能となっている。

今後も暴力団がその資金源獲得のため産業廃棄物処理業界へ深く浸透しようとの活発な動きが予想される一方、一部企業の中には暴力団を利用して、その利便を図ろうとする者が存在し、業界の健全化に悪影響を与えかねない状況も考えられるところから、あらゆる機会を通じ、「企業指針」の更なる周知徹底のための普及活動、さらには、暴力団を利用する行為は反社会的行為であるとの機運の醸成にも努められたい。

④産業廃棄物処理業の許可事務について

各都道府県等においては、事務の効率化及び申請者の負担軽減の観点から、許可申請手続きに係る書類を各都道府県間で統一することが不可欠である。産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可申請書添付書類の様式について、従前より示している標準様式に統一されたい。また、先行許可証の提出をもって、許可事務において添付書類を一部省略することができることについては、従前より通知してきたところであるが、本制度を一層積極的に活用されたい。

なお、上記については、これまで平成18年3月31日付け通知（環廃産発第060331001号）等により適宜周知してきたところであるが、平成20年3月25日に閣議決定された「規制改革推進のための3か年計画（改定）」においても同様の趣旨が言及されている旨、御承知おきいただきたい。

⑤専ら物の扱いについて

廃棄物処理法においては、専ら再生利用の目的となる廃棄物のみの処理を業として行う者については、その業を行なうに当たって廃棄物処理業の許可が不要とされている。専ら再生利用の目的となる廃棄物は、古紙、くず鉄（古銅等を含む）、あきびん類、古繊維であり、他の業を主として行なっている業者であってもこれらの廃棄物の再生利用を行う場合は、これらの廃棄物の処理については許可不要である。ただし、上記四種の廃棄物であっても、再生利用されていない場合には許可が必要である。

なお、このことは、「規制改革推進のための第3次答申」（平成20年12月22日閣議報告）の指摘に基づき改めて周知するものであり、従前の法解釈を変更するものではない。

⑥下取り行為について

新しい製品を販売する際に販売者が商慣習として同種の製品で使用済みのものを無償で引き取り、収集運搬する行為については、従来より下取り行為として産業廃棄物収集運搬業の許可是不要としているところである。なおこの下取り行為については、同種の製品であれば他社製品の下取りも可能であること、また必ずしも購入と同時に引き取った場合に限らないことに留意されたい。

一方、販売者が製品を販売する際に販売促進のため下取りされた廃棄物について、廃棄物ではないとして、運送業者等の第三者が産業廃棄物収集運搬業の許可を受けずに当該廃棄物を収集運搬している事例が散見される。

当該廃棄物については、販売者が販売という事業活動に伴って排出した廃棄物であることから、下取りの際に、これを当該販売者が自ら収集運搬する場合には排出事業者の自ら処理であり産業廃棄物収集運搬業の許可是不要であるが、第三者が収集運搬する場合には、当該第三者は産業廃棄物収集運搬業の許可を有している必要があることについて、再度、指導を徹底したい。また、下取りされたものであっても廃棄物である以上、収集運搬に当たっては処理基準を遵守すべきであることも併せて指導を徹底したい。

なお、在宅医療廃棄物のうち、注射針等の鋭

利な物については、平成17年9月8日付け通知（環廃対発第050908003号・環廃産発第050809001号）別添「在宅医療廃棄物の処理の在り方検討会の報告書」において、現段階で最も望ましい方法として、医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物として処理するという方法が考えられるとしている。一方、各地において、薬局にて医薬品とともに販売した注射針を、当該薬局にて引き取り、薬局が排出した廃棄物として処理するという事例が散見される。

このような回収行為については、薬局が医薬品を販売する行為の一環であると認められれば、下取り行為と解され、薬局が排出する廃棄物となる。各都道府県等におかれては、個別の取引形態を精査し、排出事業者が薬局であること等、法制度上の整理を明確にした上で、適宜指導監督されたい。

⑦安定型最終処分場について

安定型最終処分場については、構造基準・維持管理基準の強化（安定型産業廃棄物以外の廃棄物の混入を防ぐための搬入廃棄物の展開検査、処分場の周縁地下水の水質検査の実施等）、安定型産業廃棄物品目の明確化（シュレッダーダスト・廃プリント配線板、廃石膏ボード等の処分禁止）、生活環境影響調査項目への地下水の追加などの措置を講じ、その適正化に努めてきたところである。

しかしながら、一部の処分場においては安定型産業廃棄物以外の廃棄物の混入が見受けられ、最近の建設差止訴訟判決おいても同様の指摘がなされている。

環境省では、今後の安定型最終処分場のあるべき姿について検討を行うため、昨年11月学識者等で構成する検討会を発足させ、廃棄物の搬入管理、構造基準の強化等について議論を開始している。今後、安定型最終処分場の実態を把握するためのアンケート調査を実施する予定であり御協力願いたい。

⑧石綿を含む廃棄物の処理について

廃石綿等及び石綿含有廃棄物を適切に処理するためには法令の趣旨を十分に理解し、遵守することが必要である。特に石綿含有廃棄物は、

今後、建築物の解体等に伴い大量に排出されることが予想され、吹きつけ石綿についても除去対策の促進が想定されることから、これらの石綿含有廃棄物等を滞ることなく処理を進めることはもちろんのこと、処理の過程で石綿を飛散させない適切な対策と十分な管理を行うことが重要である。

都道府県等におかれては「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」に則し、石綿含有廃棄物等の適正な処理に向け指導の徹底を図るとともに、立入検査通知に基づき実効性ある立入検査を実施されたい。

⑨産業廃棄物に係る調査の早期化について

産業廃棄物排出・処理状況調査、産業廃棄物処理施設状況調査及び産業廃棄物行政組織等調査などの廃棄物処理法の施行状況等の調査については、全国的な産業廃棄物に関する基礎的な統計情報を把握するため、毎年都道府県等の協力を得て実施しているところであります、引き続き円滑な統計調査の実施にご協力をお願いする。

なお、産業廃棄物排出・処理状況調査については、都道府県が行う産業廃棄物実態調査の結果を御提供いただき、取りまとめを行っているが、平成20年7月に地球温暖化対策推進本部幹事会申合せにより、温室効果ガス排出量・吸収量の発表早期化に向け、関係統計について集計の早期化に向けた検討が必要であるとされたところである。については、環境省でも産業廃棄物排出・処理状況調査の早期化に向けた検討を行っていく所であり、都道府県におかれても御協力をお願いしたい。

⑩行政情報システムの運用について

産業廃棄物行政情報システムは、産業廃棄物処理業者、処理施設、多量排出事業者等に係る情報を適切に管理するとともに、都道府県等が行う産業廃棄物行政に係る事務の円滑化を図ることを目的として設置されたものである。

同システムは、平成19年11月に全面的に見直しを行い、機能として固有番号申請機能、処理業者台帳管理機能、行政処分情報管理機能及び広域認定業者情報管理機能を有している。都道府県等におかれては同システムの活用により、産業廃棄物処理業者等に係る情報のより適正な

管理及び事務の一層の円滑化に取り組まれたい。

(3) 電子マニフェストについて

①電子マニフェスト普及状況

電子マニフェストは、排出事業者や処理業者にとって情報管理の合理化につながることに加え、偽造がしにくく不適切処理の原因者究明の迅速化や廃棄物処理システムの透明化を図ることができるものなどメリットが大きい。一方、利用に当たっては排出事業者・収集運搬業者・処分業者のすべてが電子マニフェストに切り替えて初めて機能すること、普及啓発が十分でなかったこと等から、その利用が進みにくい状況であったが、関係各方面の御尽力により急激に加入者が増加してきており、平成20年11月現在で普及率は15%程度にまで急上昇してきている。

平成20年11月末での加入者数は約3.9万者となっており、排出事業者を業種別で見ると76%が医療・福祉業であり、建設業7%、製造6%と続いている。一方、登録件数は約400万件であり、業種別では64%が建設業、続いて製造業8%、卸売・小売業7%となっている。

②電子マニフェスト普及促進について

内閣総理大臣を本部長とするIT戦略本部において策定された「IT新改革戦略」(平成18年1月19日)においては、平成22年度までに電子マニフェストの普及率を50%にすることが目標とされ、政府全体での取組が求められているところである。

環境省は、廃棄物の適正処理を推進するとともにこの目標を達成すべく、電子マニフェストの使用を排出事業者、処理業者等関係各方面に強力に働きかけるとともに、電子マニフェストシステムの確実かつ安定的な利用が可能となるように、システムの機能強化に取り組んでいるところである。より細やかな普及方策として、これまでの大規模排出事業者や建設業に加え、フランチャイズチェーン企業や小規模事業者の団体加入についても普及拡大を図る必要がある。

都道府県等におかれでは、排出事業者や処理業者への普及啓発とあわせて、公共事業で電子マニフェストを率先活用するとともに、廃棄物処理センター等の公共関与の処理施設での電子

マニフェスト利用促進など、電子マニフェストの普及促進につき格段の御協力をお願いする。

③産業廃棄物管理票に関する報告書について

排出事業者が産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）を使用した場合における、排出事業者から都道府県等への産業廃棄物管理票交付状況等報告書の提出については、委託量を報告の項目に追加した上で平成20年度より再開する旨、平成18年12月27日付け通知（環廃産発071227006号）により周知を行った。

産業廃棄物管理票に関する報告書等の情報については、産業廃棄物の排出状況を把握する上で重要なものであることから、都道府県等におかれでは、管下の循環型社会形成に向けた計画や都道府県廃棄物処理計画の立案、産業廃棄物業者への立入検査等に活用されたい。

また、産業廃棄物管理票交付等状況報告書の集計結果については、当省において毎年度実施している産業廃棄物排出・処理状況調査の精度を高めるためにも重要なデータであることから、平成20年6月27日付け事務連絡により、都道府県等がデータの集計を行われた場合にその結果を当省へ提供いただくようお願いしたものである。この中でお知らせしたとおり、現在、簡易集計プログラムを作成中であり、本年度内に都道府県等へ配布するとともに、これとあわせて集計結果への当省への提供方法等をお知らせする予定である。

(4) P C B 廃棄物処理に向けた取組について

①P C B 廃棄物処理体制の整備について

ア. P C B 廃棄物処理施設の整備

環境省においては、日本環境安全事業株式会社を活用し、高圧トランス、コンデンサ等について、北九州、豊田、東京、大阪に加え、北海道室蘭においても、拠点的広域処理施設において処理する体制を整備し、P C B 廃棄物の処理を進めてきたところである。都道府県等においては、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の策定、保管事業者に対する処理体制の周知、P C B 廃棄物に係る収集運搬体制の確保等P C B 廃棄物処理の実施体制の整備

を行っていただきたい。

一方、安定器、感圧複写紙、汚泥等のP C B汚染物等の処理については、溶融分解などP C B汚染物等に係る効率的な処理技術が開発されてきたことを踏まえ、現在、処理施設の整備に着手している。

イ. P C B廃棄物処理基金

中小企業者が保管している高圧トランス、コンデンサ等の処理に要する費用の一部に充てるP C B廃棄物処理基金の造成のため、厳しい財政状況にもかかわらず、御協力を頂き感謝申し上げる。

また、国においても平成20年度予算に引き続き、平成21年度政府予算案により20億円の要望をしているところであり、各都道府県におかれても平成21年度以降における予算措置について、引き続き御協力をお願いする。

②微量P C B混入廃電気機器等の対策について

P C B廃棄物には、P C Bを使用していないトランス等の中に、実際には微量にP C Bが混入した絶縁油を含むもの（以下「微量P C B混入廃電気機器等」という。）が大量に存在することが判明している。その一部である電力会社が保管等している柱上トランスについては、本州6電力会社において処理施設の整備が行われ、その適性な処理が進められつつあるが、その他のものについては、処理の見通しが立っていない。これらの微量P C B混入廃電気機器等についても、紛失等により環境汚染を生ずるおそれがあることから、その処理体制を整備することにより、確実かつ適正な処理を推進することが必要である。

このため、微量P C B混入廃電気機器等の届出等の徹底について、平成17年12月19日付け通知（環廃産発第051219001号）により周知したところであり、都道府県等においては関係事業者等に対して、引き続き、本件に係る変圧器等が使用を終えた場合の取扱いについて、周知の上適宜指導監督されたい。

また、微量P C B混入廃電気機器等の処理については、排出事業者の処理責任にかんがみ、民間による実施が極めて重要であるが、当該処理の実施は、関係自治体の協力なくしてはその実現は極めて困難と推測される。環境省として

は、微量P C B混入廃電気機器等の処理に関し、排出事業者がその責任を果していくよう関係事業者団体に対してなお一層適切な対応を求めていくこととしているが、併せて既存の産業廃棄物処理施設を活用した微量P C B混入廃電気機器等処理の可能性の検証等により、民間処理を支援していきたいと考え、平成18年3月に3ヶ所、平成19年2月に5ヶ所、平成19年8月に3ヶ所、平成20年3月、11月、12月に各1ヶ所の既存施設において、それぞれ微量P C B混入廃電気機器等の焼却実証試験を実施したところである。今後も引き続き、当該実証試験を実施することとしており、その際には、各都道府県等の協力方よろしくお願ひしたい。

なお、本件については、中央環境審議会に「微量P C B混入廃電気機器の処理に関する専門委員会」を設置し、平成20年9月には微量P C B混入廃電気機器等の処理方策についての中間的な整備を行ったところであり、今後も引き続き微量P C B混入廃電気機器等の処理の基本的方向の検討を行う予定である。

③P C B廃棄物の的確な把握及び保管事業者に対する指導について

ア. P C B廃棄物の保管及び処分の状況の把握

P C B廃棄物の保管及び処分の状況については、国民に広く情報提供し、その内容について周知し、理解を深めることがP C B廃棄物の処理に対する協力を得る上で重要であることから、全都道府県等からの報告を基とした平成17年度末の保管等の状況について、環境省ホームページに公開する予定である。

（参考：<http://www.env.go.jp/recycle/poly/hokan/index.html>）今後とも、引き続き直近の保管等の状況を公開していく必要があることから、年度毎の報告方よろしくお願ひしたい。また、保管事業者毎の届出を年度間で比較することにより未届出事業場を把握し、届出を促すなど、P C B廃棄物が行方不明とならないよう指導されたい。

イ. 総務省勧告のフォローアップ

P C B廃棄物対策に関する総務省勧告のフォローアップ調査をこれまで数回実施（直近では平成20年1月15日付け事務連絡によるもの）してきたところ、保管事業者のP C B台帳や

電気事業法に基づく届出、閣議了解に基づく環境省が提供した各府省庁のP C B 使用安定器の保管状況と都道府県が把握しているP C B特別措置法による届出情報との突合については、多くの地方公共団体において完了している一方、数自治体について未完了であり、中には完了予定時期が未定であるところもみられる。この突合により、P C B廃棄物の保管及び処理状況の実態把握の的確化や届出の励行確保のほか、各法に基づき必要な届出を行われていない事業場又は廃棄物の把握ができる。正確な保管量を把握することは、今後処理すべきP C B廃棄物の量を正しく把握し、適正推進に係る施策を進める上でも必要不可欠であることから、速やかに対応されたい。

なお、電気事業法に基づく届出情報の入手等、電気事業法に基づく届出制度との連携については、平成17年4月1日付け通知（環廃産発第050401001号）において周知がなされているところであり、本通知の内容を参考とし、使用後のP C Bを含む電気機器等が確実にP C B廃棄物として届出がなされることなどについて指導されたい。

また、長年にわたり保管がなされているP C B廃棄物の中には、老朽化が進んだこと等によりP C Bが漏洩する等、適切な保管がされていないものも見受けられる。保管事業者に対して適宜立入検査を実施すること等により、処理基準の遵守、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置等、廃棄物処理法に基づく適切な保管がなされるよう、指導されたい。

（5）公共関与による施設整備の推進について（廃棄物処理センター制度）

環境省では、公共の信用力を活用して安全性、信頼性の確保を図りつつ、民間の資本、人材等を活用して廃棄物処理施設の整備を図るため、公的主体の関与した一定の法人等を環境大臣が廃棄物処理センターとして指定し、これに財政上の支援等を行っている。産業廃棄物の適正な処理に必要な施設の確保に向け、施設整備費補助等の制度の積極的な活用についての御検討をお願いする。

【廃棄物処理センターの指定状況】

平成20年12月現在、岩手県、大分県、愛媛県、香川県、新潟県、高知県、兵庫県、三重県、神奈川県、宮崎県、島根県、茨城県、佐賀県、山梨県、滋賀県、和歌山県、愛知県及び熊本県の19法人（岩手県内2法人）について指定を行っており、このうち10法人の処理施設が稼動。

【産業廃棄物処理施設モデル的整備事業の概要】

- ・廃棄物処理センター等が行う産業廃棄物処理施設の整備に対し、都道府県等の出資（補助を含む。）額の同額を国庫補助。（ただし、施設整備費の1／4が上限）
- ・都道府県等ごと、施設の種類ごとに1施設に限り補助対象。
- ・補助対象施設：管理型最終処分場、焼却施設（感染性廃棄物や死亡牛等の焼却施設を含む。）、産業廃棄物循環型適正処理複合施設、化学処理施設、再生利用総合施設
- ・対象事業者：廃棄物処理センター、広域的廃棄物処理センター、P F I選定事業者
- ・平成20年度予算における変更点：管理型最終処分場の交付対象範囲に覆蓋設備を設置することによって、ライフサイクルコストが低額になる場合に限る。）

【廃棄物処理センター整備基本計画調査の概要】

廃棄物処理センターによる施設整備の計画予定がある都道府県を対象として、廃棄物の広域移動、処理需要の予測、整備する施設の種類及び規模、運営計画並びに事業収支等について調査検討を実施。（実施主体は国）

（6）産業廃棄物所における温暖化対策の推進について

①京都議定書目標達成計画

京都議定書の6%削減約束を確実に達成するための必要な措置を定める「京都議定書目標達成計画」については、審議会の評価・見直し等を受けて、平成20年3月20日に改定京都議定書目標達成計画が閣議決定された。産業廃棄物処理に係る対策及び施策は、産業界における自主行動計画の推進・強化、廃棄物処理における取組、廃棄物の焼却に由来する二酸化炭素排出削減対策の推進、廃棄物の最終処分量の削減等、下水汚泥焼却施設における燃焼の高度化であり、更なる取組が求められている。都道府県等にお

いても、廃棄物分野における温暖化対策の推進にご配慮願いたい。

【産業廃棄物処理に係る対策及び施策】

- ・産業界における自主行動計画の推進・強化：全国産業廃棄物連合会による自主行動計画の推進
- ・廃棄物処理における取組：処理施設における廃棄物発電等エネルギー利用の推進（→エネルギー起源CO₂の排出量削減）
- ・廃棄物の焼却に由来する二酸化炭素排出削減対策の推進：廃プラスチック類・廃油の焼却量の削減（→非エネルギー起源CO₂の排出量削減）
- ・廃棄物の最終処分量の削減等：有機性廃棄物の最終埋立量の減少（→CH₄の排出量削減）
- ・下水汚泥焼却施設における燃焼の高度化：下水汚泥の焼却施設（下水汚泥の処理を受託している処理業者の施設）における燃焼の高度化（→N₂Oの排出量削減）

【全国産業廃棄物連合会による自主行動計画】

全国産業廃棄物連合会においては、2010年度における温室効果ガス排出量を、基準年度の2000年度と同程度（±0%）に抑制することなどを目標とする「環境自主行動計画」を平成19年11月30日に策定（平成20年3月11日改訂）し、地球温暖化対策を始めとして地球環境保全に一層努めることとなった。

②エネルギー対策特別会計による経済的支援

環境省では、民間事業者等が行う温暖化対策に資する高効率の廃棄物エネルギー利用施設の整備を促進させるため、当該設備の整備に対して経済的支援を行っている。対象となる事業は、廃棄物処理業を中心とする事業者等が行う高効率な廃棄物エネルギー利用施設及び高効率なバイオマスエネルギー利用施設の整備事業（新設、増設又は改造）であって一定の要件を満たすもの等である。

本事業の補助対象者は、主に廃棄物処理業を営む民間事業者としているので、補助対象となりうる優良な事業の計画がある場合には、本事業の周知をお願いする。また、優良案件の発掘等の観点から、候補事業の許可手続等の進捗状況などの情報提供等について併せてご協力をお願いする。

【対象施設及び補助額】

・対象施設

- ①廃棄物発電、②バイオマス発電、③廃棄物熱供給、④バイオマス熱供給、⑤バイオマスコーチェネレーション、⑥廃棄物燃料製造、⑦バイオマス燃料製造、⑧ごみ発電ネットワーク、⑨熱輸送システム

・補助額

- ①～⑦：施設の高効率化を図ることにより追加的に生じる施設整備費用（ただし、補助対象となる施設整備費の1/3を限度）
- ⑧、⑨：補助対象となる施設整備費の1/2を限度

【事業実施のスケジュール】

毎年春季に事業の公募が行われ、公募により選定された補助事業者は交付申請書を提出。環境省は審査のうえ交付決定を行い、その後補助事業者が事業を開始。

（公募要領は<http://www.env.go.jp/recycle/>に掲載。）

③排出権取引制度の試行について

二酸化炭素に取引価格を付け、市場メカニズムにより、技術開発や削減努力を誘導する方法を活用する必要があるとの観点から、平成20年10月に「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」が決定され、参加者の募集が始まった。同試行的実施は、次の2つの仕組みにより構成される。

（イ）試行排出量取引スキーム：企業等が削減目標を設定し、その目標の超過達成分（排出枠）や（口）のクレジットの取引を活用しつつ、目標達成を行う仕組み。

（ロ）クレジットの創出・取引：（イ）で活用することができる国内クレジット（京都議定書目標達成計画に基づき、中小企業や森林バイオマス等に係る削減活動による追加的な削減分として創出されるクレジット）及び京都クレジットを創出・取引する仕組み。

その上で、「国内統合市場」となるよう各種の排出枠・クレジットは、等しく（イ）の目標達成に充当でき、取引に関する価格指標等が提供されるように、取り扱われるようとする。

平成20年12月12日までの集中募集期間に、産業廃棄物処理業者である2企業を含む501の企業等から試行排出量取引スキームへの参加申請がなされた。目標を設定する期間は2008年度～2012年度のうち任意の年度であり、参加申請は隨時受け付けている。参加申請起業が産業廃棄物処理業者の場合、環境省廃棄物・リサイクル対策部による審査が必要となるため、参加申請企業の許可取得状況等に係る情報提供についてご協力をお願いする。

(7) 広域認定制度・再生利用認定制度

広域認定制度は、製品が廃棄物となったものであって、当該廃棄物の処理を当該製品の製造・加工・販売等の事業を行うものが広域的に行うことにより、当該廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に資するものと認められる産業廃棄物の処理を促進するため、廃棄物処理業の許可を不要とする環境大臣認定制度である。平成15年12月の運用開始以降、順調に認定件数が伸びてきており、平成20年11月末現在で155件となっている。最近、販売促進のツールとして、あるいは単なる業許可逃れのために本制度を取得しようとする相談が散見されるが、そもそも本制度の趣旨は、拡大生産者責任による減量及び適正処理の推進であることから、都道府県等において事業者等へ本制度の活用を紹介する場合には、本制度の趣旨を適切に説明願いたい。なお、広域認定制度の概要及び申請の手引きについては環境省のホームページ（<http://www.env.go.jp/recycle/waste/kouiki/index.html>）で公開しており、参考にされたい。

再生利用認定制度は、廃棄物の減量化を推進するため、生活環境の保全上支障がない等の一定の要件に該当する再生利用に限って環境大臣が認定し、廃棄物処理業及び処理施設設置の許可を不要とする制度であり、平成9年12月の運用開始以降、廃ゴム製品、廃プラスチック類等について認定が行われており、平成20年11月末現在、認定件数が46件となっている。

なお、平成19年10月26日付で、再生利用認定制度における対象品目に、金属を含む廃棄物（当該金属を原材料として使用することができる程度に含むものが廃棄物となったものに限る。）

を追加したところであり、本制度の有効活用が望まれるところである。

今後とも、産業廃棄物の適正処理の確保及び再生利用の推進の観点から、これら両制度の推進を図ってまいりたい。

(8) バイオ燃料について

平成20年5月に成立した農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料の促進に関する法律（平成20年法律第45号）が、同年10月1日に施行された。本法律は、林地残材等の農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用を促進するため、原材料生産者と燃料製造業者が連携した取組に関する計画及び支援措置を講ずるものである。

また、本法律の施行と同日に、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料の促進に関する法律施行令（平成20年政令第296号）及び農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料の促進に関する法律施行規則（平成20年農林水産省・経済産業省・環境省令第1号）が公布・施行され、本法律に基づく認定について、本格的な募集が始まっているところである。

本法律の施行に伴う廃棄物処理法上の許可制度及び維持管理積立金等の制度に変更はないが、当該農林漁業有機物資源が廃棄物である場合について、産業廃棄物処理事業振興財団による債務保証等の特例措置の対象となるため、事業者等からの廃棄物該当性の疑義について照会の増加が見込まれるが、従前の通り、総合判断基準に基づいた適切な判断をお願いしたい。また、バイオ燃料に関する事業又は調査研究を行おうとする事業者がある場合、本法律に基づく認定につき、環境省に対して問い合わせを行うよう積極的なご紹介をお願いする。

廃棄物の適正処理の推進について

(1) 不法投棄等不適正処分防止対策について

①不法投棄等の撲滅に向けた取組について

平成20年12月に全国の都道府県及び政令市の協力を得て取りまとめた「産業廃棄物の不法投棄等の状況（平成19年度）」について」によると、平成19年度に新たに発覚した不法投棄件数は382件、投棄量は約10.2万トンであった。不法投棄対策として様々な施策が講じられてきており、新規発覚件数及び投棄量は経年的に減少してきているが、依然として不法投棄の撲滅には至っていない（巻末資料参照）。

環境省においては、不法投棄等を防止するために、数次にわたる廃棄物処理法の改正により不法投棄の罰則強化、マニフェスト制度の強化、排出事業者の責任強化、不法投棄目的罰の創設等を行うとともに、平成16年6月には5年以内に早期対応により5,000トンを越える大規模不法投棄事案をゼロとすることを当面の目標として「不法投棄撲滅アクションプラン」を策定し、不法投棄撲滅のための幅広い取組を行ってきた。また、昨年10月には各都道府県知事及び政令市長宛に、本年土中には少なくとも既に存在している大規模事案についてはその全てを把握し、適切に対応するよう依頼したところである。

また、平成19年度から更なる未然防止及び拡大防止対策を強化するため、5月30日から6月5日を「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」と設定し、国、自治体、市民等が連携して具体的な監視活動や啓発活動を一斉に実施するなど、取組強化を図ってきたところである。

環境省としては、引き続き、全国ごみ不法投棄撲滅運動の展開による監視活動の強化やエコアラームネットを活用した早期発見・早期対応等の取組により、地方環境事務所が拠点となって都道府県等を緊密に連携し、大規模事案を中心に、新規に発覚される事案を減少させるための取組を一層推進していくつもりであるので、都道府県等におかれても、引き続き不法投棄等の不適正処分対策を協力に推進し、対応に万全を期されたい。

②立入検査及び行政処分の徹底について

不法投棄等の不適性処分対策には、未然防止はもとより早期発見、早期対応による拡大防止が重要であることから、監視や立入検査を強化し、事案が確認された際には廃棄物処理法に基づく行政処分等を速やかにかつ厳正に実施されたい。

また、環境省では、平成15年度から、現場調査や関係法令等に精通した専門家集団を派遣し、自治体が行う立入検査等を現場で支援していくこと等を通じて、自治体職員のスキルアップを図る「不法投棄事案対応支援事業」を実施しているので、こうした手段も活用しつつ、不適正処分の現場対応を充実されたい。

③地方環境事務所と都道府県との連携について

平成15年6月の廃棄物処理法改正により、生活環境の保全上特に必要があると認められるときは、産業廃棄物に係る報告徴収及び立入検査を環境大臣も行えることになった。また、平成19年度から設定した「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」においては、全国7ヶ所の地方環境事務所と都道府県等が一体となって取組を進めているところであり、今後も同事務所と都道府県等との更なる連携強化について、よろしくお願ひしたい。

④産業廃棄物処理法等に基づく支障の除去等について

生活環境保全上の支障又はそのおそれがある事業に係る支障の除去等の措置については、平成10年6月16日以前に不法投棄等の不適正処分が行われた事案については、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づき国からの補助等の支援により実施しており、これまでに11事案について同法に基づき大臣同意が行われた。なお、先般の三位一体の改革により、同法に基づく補助金のうち平成18年度以降に大臣同意された事案に係る分については税源移譲に結びつく補助金として廃止されたが、起債の上限を90%まで引き上げる特別措置が講

じられることとなっている。

また、平成10年6月17日以降に不適正処分が行われた事業については、廃棄物処理法に基づき、産業界からの出えんを得て、国からの補助も加えて設けた産業廃棄物適正処理推進基金により、都道府県等の代執行経費の支援を行っており、平成19年度末までに70事案を支援したところである。

環境省は、今後も引き続き産業界の協力を得てこれらの取組を実施していく所存なので、都道府県におかれましては、この支援の仕組みも活用し、早期の行政対応と行為者等の責任追及の徹底については十分な対応をお願いしたい。

⑤硫酸ピッチの不適正処理の防止対策について

その他、硫酸ピッチ対策については、引き続き、警察並びに都道府県税、石油流通、危険物管理及び毒劇物管理等の担当部局・関係機関と連携し、情報の共有化を図り、硫酸ピッチの不適正処理の防止に努められたい。

なお、平成20年3月に取りまとめられた「硫酸ピッチの不適正処理の状況（平成18年度）について」によると、平成18年度に確認された硫酸ピッチの不適正処理事案は14件（1,709本）で、平成17年度の不適正処理件数の31件（4,304本）と比べ、件数、量ともに減少しており、経年的に見ても減少しているところである。

（2）廃棄物等の不適正な越境移動の防止について

①背景

廃棄物の輸出入については、我が国からフィリピンへの不法輸出が発覚し、2億8000万円の国費を費やして行政代執行を行った事例のように、いったん不適正な輸出が生じると、回収費用の負担及び国際間の紛争に発展しやすい。近年の主な事件をあげると、以下の通りである。

- ・我が国から中国へ輸出された廃プラスチックに異物が混入していたとして、中国当局が我が国からの廃プラスチックの輸出を一時禁止（平成16年5月～平成17年9月）
- ・我が国から輸出された中古家電がバーゼル条約違反としてシップバック（平成19年度は6件）

- ・我が国から中国に輸出しようとしたスクラップ輸送船が船舶火災

②不法輸出入防止に向けた取組

ア. 地方環境事務所との連携強化

廃棄物等の不適正輸出事案においては、排出事業者や処理業者が不適正に当該廃棄物の委託をしているケースが散見される。環境省（地方環境事務所）から、排出事業者や処理業者について情報提供の依頼があった場合には、可能な範囲で協力していただき、併せて廃棄物処理法における委託基準違反等が行われていないか確認いただくよう、よろしくお願いする。

イ. バーゼル法等説明会

環境省は、経済産業省及び税関と協力し、輸出入業者、廃棄物処理業者等へのバーゼル法等の説明会を開催している。各都道府県等においては、担当者の理解向上のため、このような機会を積極的に利用していただくとともに、関係者への周知を通じて適正な輸出入が行われるよう協力をお願いする。

ウ. 事前相談

環境省及び経済産業省では、廃棄物等の輸出入に係る事前相談を行っているが、排出業者、産廃業者への対応や指導等の過程において、廃棄物等の輸出入に係る情報に接した際は、環境省（相談窓口は地方環境事務所）が実施している事前相談制度について紹介いただくとともに、最寄りの地方環境事務所へ情報提供願いたい。

エ. 関係国の輸出入規制

環境省のウェブサイトに、中国の廃棄物等の輸出入規制の日本語訳を掲載している。今後対象国を拡大していくこととしており、都道府県等においても、関係業者への周知の協力をお願いする。

オ. 品目別的情報

これまでのシップバック等の不適正輸出事案を踏まえ、使用済鉛バッテリー、廃P E Tボトル、中古自動車部品の輸出について、平成17年～平成18年に環境省から通知を発出した（環境省ウェブサイトに掲載）。特に、市町村において家庭等から収集した廃P E Tボトル等が国内事業者に売却され、圧縮等の後

に当該事業者から海外に輸出される事例があるが、廃PETボトル等は、その状態等によっては廃棄物等に該当する場合があることから、廃PETボトル等の適正な取扱いについて、貴管下市町村及び関係者に対する指導方よろしくお願いする（巻末資料参照）。

（3）有害物質等を含む廃棄物の適正管理について

①市町村による在宅医療廃棄物処理の取組の推進について

在宅医療廃棄物の処理については、平成15、16年度に有識者で構成する検討会において報告書がとりまとめられ、当該報告書において、現段階で最も望ましい方法として（1）注射針等の鋭利な物は医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物として処理する、（2）その他の非鋭利な物は、市町村が一般廃棄物として処理するという方法が考えられるとされ、平成17年9月に都道府県に通知し、市町村への周知をお願いしたいところである。

その後、平成19年に行った調査により、その取組にはまだ改善の余地があること等が分かったため、専門家による検討を経て、「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き」を作成し、平成20年4月に都道府県に通知したところである。本手引きは、在宅医療廃棄物の処理の取組を進める際の参考となるよう、在宅医療廃棄物の種類や取組事例等の情報がまとめられている。

本手引きを参考に、行政と医療関係機関等の関係者が密接な連携を図りつつ、在宅医療廃棄物の適正な処理について更なる取組が進むよう、引き続き、市町村への技術的支援等をお願いしたい。

②クリアランス廃棄物について

平成17年に原子炉等規正法が改正され、原子力発電所の解体など発生する廃棄物（金属・コンクリート）のうち、放射線防護の観点からは安全上の問題がないクリアランスレベル以下の廃棄物（以下「クリアランス廃棄物」という。）であることが確認されたものについては、放射性物質によって汚染された物でないものとして

取り扱うものとし、通常の産業廃棄物として再利用または処分できるようにした制度が発足した。

この制度に基づき、最初の事案として平成19年6月に日本原子力発電株式会社東海発電所（茨城県）からクリアランス廃棄物が排出され、一部は同発電所内で使用するベンチやブロック等として再生されている。また、日本原子力研究開発機構東海研究開発センター原子力科学研究所（茨城県）においても原子炉等規正法に基づく手続きが進められており、来年度以降、当該原子力科学研究所内の駐車場整備のための路盤材として再利用する目的で、クリアランス廃棄物が排出される予定である。

都道府県等におかれましては制度趣旨を御理解の上、適切な指導等をお願いする。

行政だより

大阪市のごみの出し方が 変わりました

大阪市は、事業所数及び人口1万人あたりの事業所数、昼間流入人口が政令指定都市で最も多くなっています。

このような地域的特徴を反映して、ごみ処理量に占める事業系ごみの割合が約6割に達し、全国平均の約4割と比較して大きく上回っています。

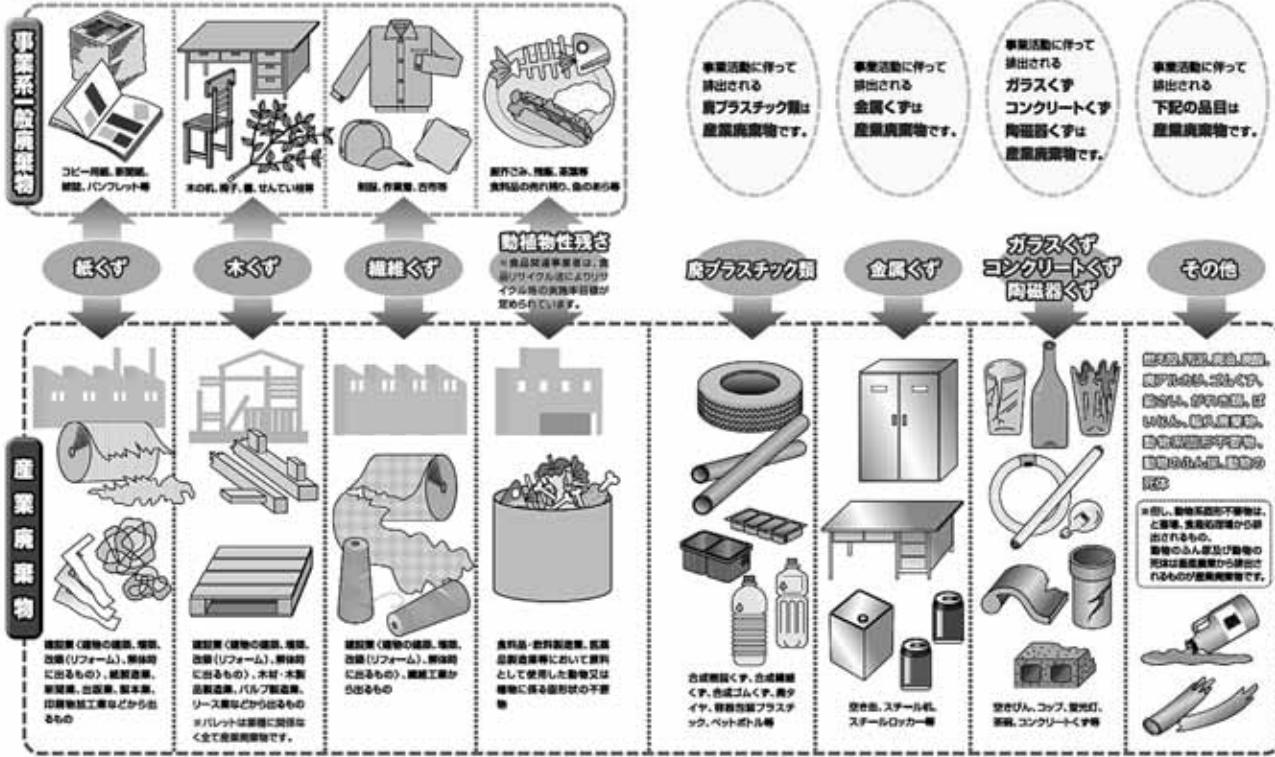
このため、大阪市では、事業系ごみの減量が喫緊の課題となっており、大阪市内の全事業所に「事業系ごみの分け方・出し方」というパンフレットを配布し、排出事業者にも事業系廃棄物の減量に協力するよう呼びかけています。

これまで「粗大ごみ」として事業者からの廃棄物も大阪市の処理施設で引取っていましたが、平成21年4月より、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、事業系ごみを一般廃棄物と産業廃棄物を適正に区分し、適正に処理しなければならなくなりました。

適正な区分ってどういうこと?

発生抑制(リデュース)や再使用(リユース)の取り組み後に発生する事業系ごみは、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に適正区分します。

■事業系ごみの適正区分



適正区分した事業系ごみはどのように処理するのでしょうか? 詳しくは、次のページをご覧ください。→

ADMINISTRATION INFORMATION

適正な処理とは？

リサイクル又は廃棄処理を委託する

【リサイクルができるもの】

リサイクルすることが可能な業者に委託する。

- 事業系一般廃棄物の場合、一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託する。
- 産業廃棄物の場合、リサイクル処理を行う産業廃棄物処理業者に委託する。
- 専ら再生利用の目的となる古紙・くず鉄・あきびん類・古繊維については、これらの品目のみの収集・運搬または再生を行う者に委託できる。

【廃棄するもの】

- 事業系一般廃棄物の場合、一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託しなければいけない。
- 産業廃棄物の場合、廃棄する品目（産業廃棄物の種類）を取り扱いできる産業廃棄物処理業者に委託しなければいけない。

行政だより

環廃企発第090427001号

平成21年4月27日

全国電機商業組合連合会 会長

日本百貨店協会 会長

日本チェーンストア協会 会長

社団法人 日本ドゥ・イット・ユアセルフ協会 会長

社団法人 全国スーパーマーケット協会 理事長

主要大規模小売業者 代表者

} あて（各通）

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

小売業者が引き取った 特定家庭用機器廃棄物の 再使用（リユース）について

今般、一部の小売業者が、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）に基づき排出者から引き取った特定家庭用機器廃棄物を、有償又は無償で譲渡することなく、料金を支払って製造業者以外の者に引き渡していたことが、経済産業局及び地方環境事務所の立入検査で判明し、家電リサイクル法第16条第1項の規定に基づく勧告を行いました。

小売業者は、排出者から特定家庭用機器廃棄物を引き取ったときは、自ら当該特定家庭用機器廃棄物を特定家庭用機器として再度使用する場合、又は特定家庭用機器として再度使用し、若しくは販売する者に有償又は無償で譲渡する場合を

ADMINISTRATION INFORMATION

除き、家電リサイクル法第10条に基づき製造業者等に当該特定家庭用機器廃棄物を引き渡すこととされており、小売業者が排出者から無償で（料金を徴収せず）引き取った場合であっても、収集運搬料金、手数料、仲介料等費用の名目に依らず、料金を支払って製造業者以外の者に引き渡すことは、家電リサイクル法第10条に抵触します。

経済産業省及び当省では、今後、類似事案の発生を防止するため、引き続き家電リサイクル法の規定に基づく立入検査等を適時適切に実施する所存ですが、貴会〔貴社〕におかれましても、上記趣旨の徹底について貴会傘下会員〔貴社内〕に対し周知方をお願いします。

また、小売業者が引き取った排出家電の適正な引渡しの徹底等に向けて、リサイクルされるべきものとリユース品として扱うことが適当なものとに適正に仕分ける基準の作成を支援するため、昨年9月に、産業構造審議会・中央環境審議会合同会合*において、「小売業者による特定家庭用機器のリユース・リサイクル仕分け基準作成のためのガイドラインに関する報告書」（別添参照）を取りまとめ・公表したところですが、小売業者においては、同報告書の別添「リユース・リサイクル仕分け基準の作成に係るガイドライン」を踏まえつつ、適切なリユース・リサイクル仕分け基準を作成した上で、これを適切に運用していくことが期待されますので、併せて周知方をお願いします。

*産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ家電リサイクル制度に関するリユース等適正排出促進手法検討会 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会特定家庭用機器のリユースとリサイクルのための適正引取・引渡に関する専門委員会 合同会合

O S K 通 信

O S K / t s u s h i n

ここでは、社団法人大阪府産業廃棄物協会が実施・協力した事業等（平成20年12月～平成21年4月）の概要を紹介します。

第21回年末研修会

日 時：平成20年12月5日(金曜日)
 場 所：スイスホテル南海大阪(浪華の間)
 内 容：
 行政講演 大阪府産業廃棄物処理業者の
 遵法性・情報公開性・環境配
 慮の取組に係る基準適合確認
 制度について
 講 師 大阪府環境農林水産部循環型
 社会推進室
 産業廃棄物指導課 処理・処
 分業指導グループ
 主 査 小谷充慶
**産業廃棄物処理業に係る労働安全衛生研
 修**
 産業廃棄物処理業におけるモデル安全
 衛生規程（改正労働安全衛生法対応版）
 について
 講 師 有限会社グリーン戦略研究所
 代 表 佐々木雅一

**産業廃棄物処理業における労働安全衛生
 管理の事例**

- ①野村興産株式会社イトムカ鉱業所 安
 全衛生管理課
 係 長 繩 義博
- ②大栄サービス株式会社
 代表取締役 赤澤健一

講 演 産廃業界の人材育成について
 講 師 社団法人全国産業廃棄物連合会
 前専務理事 大塚元一

建設リサイクル推進に関する意見交換会

日 時：平成20年12月10日(水曜日)
 場 所：大阪合同庁舎1号館第一別館（第2会議
 室）
 参画者：浜野廣美（副会長兼適正処理推進協議会
 議長）

河野俊二（理事兼再生処分部会長）ほか
 内 容：建設リサイクルに関する意見交換につい
 て

- 1) 建設リサイクルの現状について
 - 2) 平成19年度意見交換会における主な
 意見等
 - 3) 府県協会からの意見等
 - 4) 意見交換
- 建設リサイクル推進計画2008（近畿地方
 版）案について
- 1) 推進計画2008（近畿地方版）案の紹
 介
 - 2) 意見交換、等

大阪府アスベスト飛散防止推進会議

日 時：平成20年12月11日(木曜日)
 場 所：市町村職員研修研究センター（会議室2
 号）
 参画者：河野俊二（理事兼再生処分部会長）
 議 題：国・府におけるアスベスト対策の取組等
 について
 関係団体におけるアスベスト対策の取組
 等について、等

産業廃棄物処理業実務者研修会

日 時：平成20年12月12日(金曜日)
 場 所：J A 愛媛
 講 師：田尾利光（事務局長）

産業廃棄物処理業優良化推進委員会

第13回
 日 時：平成21年1月21日(水曜日)
 場 所：財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
 （会議室）
 参画者：浜野廣美（副会長兼適正処理推進協議会
 議長）
 議 題：産業廃棄物処理業優良化推進事業の進め
 方と進捗状況について
 適合確認証の取扱い、岩手県・大阪府の

取組み 今後のスケジュールについて

第14回

日 時：平成21年3月24日(火曜日)
場 所：財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
 (会議室)
参画者：浜野廣美(副会長兼適正処理推進協議会議長)
議 題：評価制度の普及の状況
 評価基準等の見直しについて
 その他今年度事業結果について
 東京都の取組みヒアリング、等

関西電力株式会社向け研修会

日 時：平成21年2月3日(火曜日)
場 所：関西電力株式会社・能力開発センター
 (研修室)
講 師：龍野浩一(事務局次長)

収集運搬作業向上研修会

日 時：平成21年2月14日(土曜日)
場 所：社団法人大阪府産業廃棄物協会(会議室)
参加者：35名
内 容：

- コンテナ車による工場系混合廃棄物の収集
- タンクローリー車・強力吸引車(プロワ車)による工場系汚泥の収集
- 平ボディ車による工場系廃棄物入ドラムの収集
- タンクローリー車・強力吸引車(プロワ車)による液状危険廃棄物の収集
- 小規模新築現場でのクレーン車による建設混合廃棄物の収集
- 強力吸引車(プロワ車)による建設汚泥の収集
- 高圧洗浄車による洗管作業・強力吸引車(プロワ車)による当該作業発生汚泥の収集
- ダンプ車による建設廃棄物の収集
- パッカー車による資源系廃棄物・食品

廃棄物の収集

- ビル清掃等に伴って排出される事業系廃棄物の収集
- 保冷車による医療系廃棄物・感染性廃棄物の収集
- 廃棄物処理法に基づく処理基準確認シートについて
- 収集運搬作業のための車両運行管理シートについて
- 収集運搬作業前車両点検シートについて
- 車輪脱落防止のための正しい車輪の取扱いについて

共生の森づくり植樹祭

日 時：平成21年2月15日(日曜日)
場 所：堺第7-3区「共生の森」
主 催：大阪府
受 託：特定非営利活動法人大阪府民環境会議
企画運営：共生の森づくりワークショップ
その他協力団体：魚庭の森づくり協議会
 財団法人大阪みどりのトラスト協会
 特定非営利活動法人エコデザインネットワーク
 株式会社近畿大阪銀行
 大阪いずみ市民生活協同組合
 南海電気鉄道株式会社
 株式会社泉州銀行、等
参加者数：約550名
植栽面積：4,800m²
植栽樹種及び数：ウバメガシ及びクヌギ等
 (18種)、約2,000本

通知で見る廃棄物処理法セミナー

日 時：平成21年2月17日(火曜日)
場 所：名古屋ダイヤビルディング2号館
 (245号室)
講 師：龍野浩一(事務局次長)

産業廃棄物処理業における リスクアセスメント推進研修会

日 時：平成21年2月19日（木曜日）

場 所：大阪府私学教育文化会館（講堂）

参加者：48名

内 容：講義1 産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントの必要性

講師 矢野裕二（危機管理委員）

講義2 リスクアセスメントの基本と実施に向けて

講師 有限会社グリーン戦略研究所 代表 佐々木雅一

演 習 リスクアセスメントの体験

演習指導 佐々木雅一

演習補助 田中正敏（副会長兼危機管理委員長）

高島浩司（理事兼危機管理委員）

國中賢一（危機管理委員）

樋口かのこ（危機管理委員）

矢野裕二

おおさかグリーンエコプラザ研修会

日 時：平成21年2月24日（火曜日）

場 所：おおさかグリーンエコプラザ（研修室）

講 師：田尾利光（事務局長）

なにわサンパイ塾（第2回）

日 時：平成21年3月6日（金曜日）

場 所：社団法人大阪府産業廃棄物協会（会議室）

参加者：20名

形 式：質疑応答式

内 容：●建設工事等における「排出事業者責任」について

●廃棄物の定義及び産業廃棄物の分類について

●「あわせ産廃」について

●委託契約の内容と異なる状況が生じた場合について

●電子マニフェストについて、等

進 行：浜田篤介（理事兼組織広報副委員長）

田中公治（組織広報委員）

助 言：田尾利光（事務局長）

龍野浩一（事務局次長）

その他、理事会、組織広報委員会、危機管理委員会、法政策調査委員会、収集運搬部会、再生処分部会を開催しました。また、社団法人全国産業廃棄物連合会理事会、各委員会、各部会、各分科会、近畿地域協議会に参画しました。

新規入会会員紹介

正会員

株式会社ワコーテクノ

代表者	代表取締役 杉川光人
住所	〒535-0022 大阪府大阪市旭区新森7-5-14
電話番号	06-6953-5263
FAX番号	06-6953-2020
許可種目	収集運搬

協同組合大阪南部リサイクルセンター

代表者	代表理事 猪口好夫
住所	〒584-0008 大阪府富田林市大字喜志2645番地の4
電話番号	0721-26-0695
FAX番号	0721-23-5961
許可種目	収集運搬 中間処理

大阪クリーンテック株式会社

代表者	代表取締役 星山佳憲
住所	〒566-0051 大阪府摂津市安威川南町3番28号
電話番号	072-654-2467
FAX番号	072-653-5335
許可種目	収集運搬 中間処理

賛助会員

有限会社エイワ商会

代表者	代表取締役 中村忠勝
住所	〒590-0802 大阪府堺市堺区百舌鳥夕雲町1丁56
電話番号	072-205-6396
FAX番号	072-205-6396
許可種目	鉄鋼の斡旋（鉄屑引取りを含む）

平成18年度 産業廃棄物の排出状況

1. 調査方法

(1) 調査対象

- ①調査対象 47都道府県
- ②対象業種 「日本標準産業分類（平成14年3月改訂）／総務省」をもとに抽出した産業廃棄物の排出が想定される大分類16業種
- ③対象廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する産業廃棄物19種類

(2) データの集計、解析

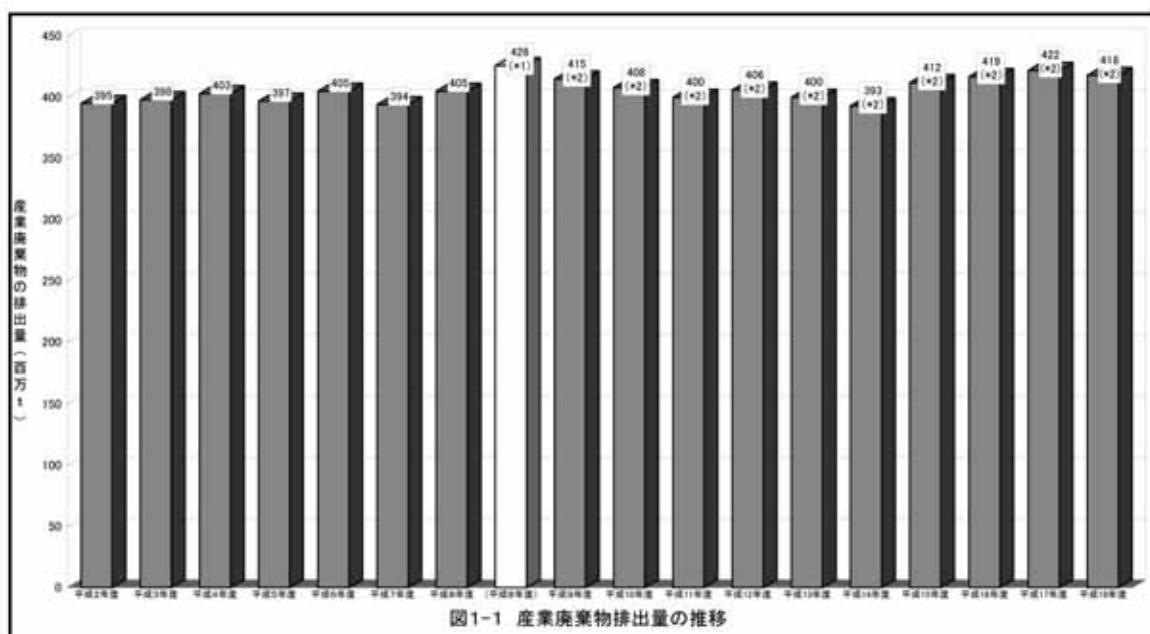
都道府県から環境省に報告されたデータをもとに集計した。調査年度や未調査業種等について産業活動指標を用いて補正した。

2. 調査結果の概要

(1) 産業廃棄物の排出状況

①全国総排出量

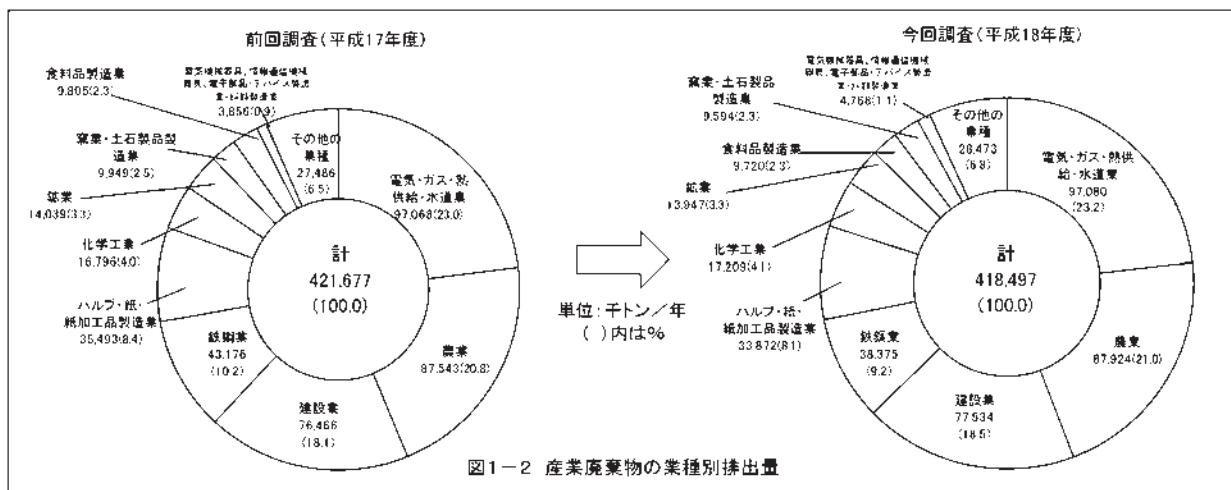
全国の産業廃棄物の総排出量の推移を図1-1に示す。平成18年度における全国の産業廃棄物の総排出量は約4億1,800万トンであり、平成17年度実績と比較して約300万トン減少した。



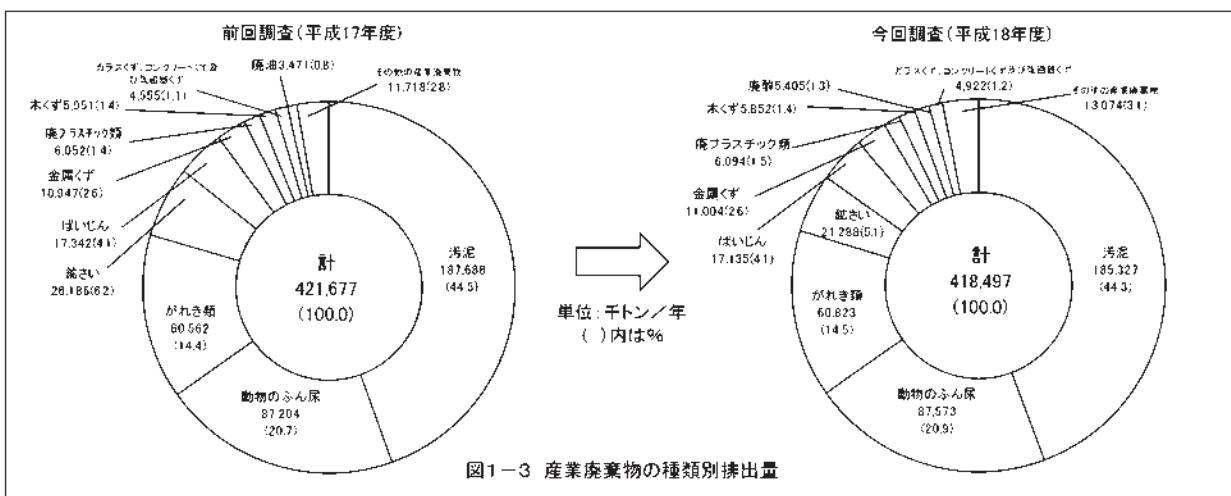
(*1) ダイオキシン対策基本方針（ダイオキシン対策関係閣僚会議決定）に基づき、政府が設定した「廃棄物の減量化の目標量」（平成11年9月28日政府決定）における平成8年度の排出量を示す。

(*2) 平成9年度以降の排出量は*1と同様の算出条件を用いて算出している。

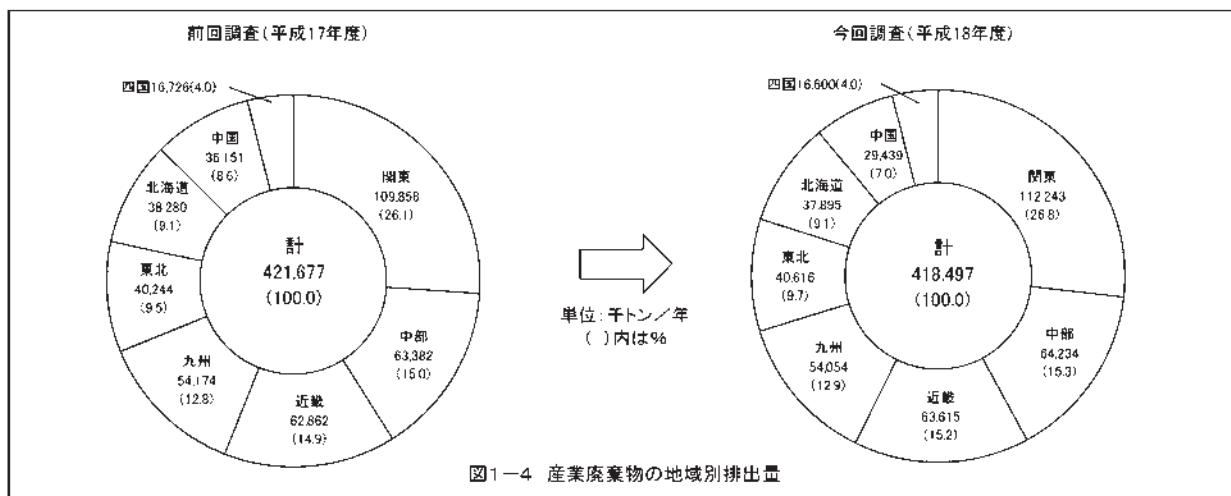
②業種別排出量



③種類別排出量



④地域別排出量



(2) 産業廃棄物の処理状況

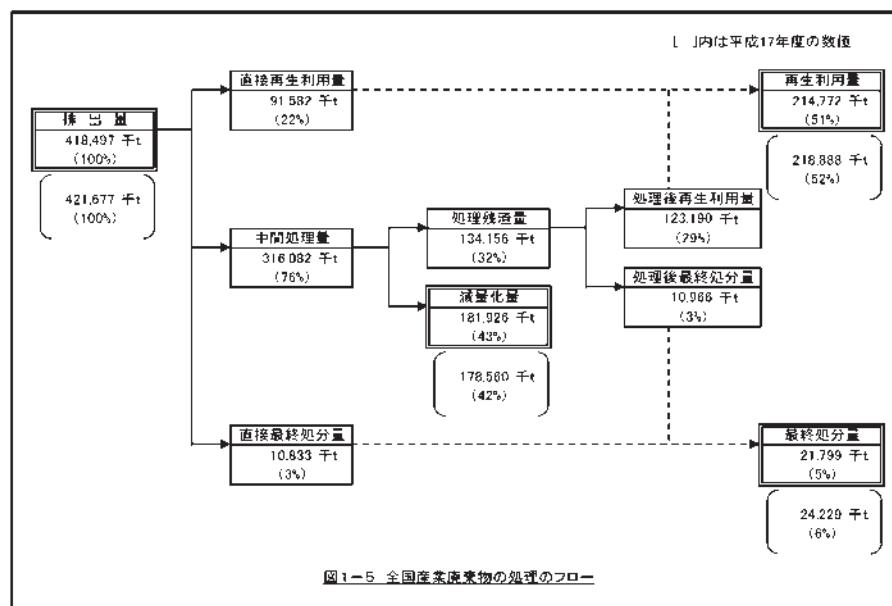
①処理フロー

産業廃棄物の処理フローを図1-5に示す。

総排出量約4億1,850万トンのうち、中間処理されたものは約3億1,608万トン（全体の76%）、直接再生利用されたものは約9,158万トン（同22%）、直接最終処分されたものは約1,083万トン（同3%）であった。

中間処理された産業廃棄物については、約1億8,193万トン分が減量化され、約1億2,319万トンが再生利用され、約1,097万トンが最終処分された。全体としては、排出された産業廃棄物全体の51%にあたる2億1,477万トンが再生利用され、5%にあたる2,180万トンが最終処分された。

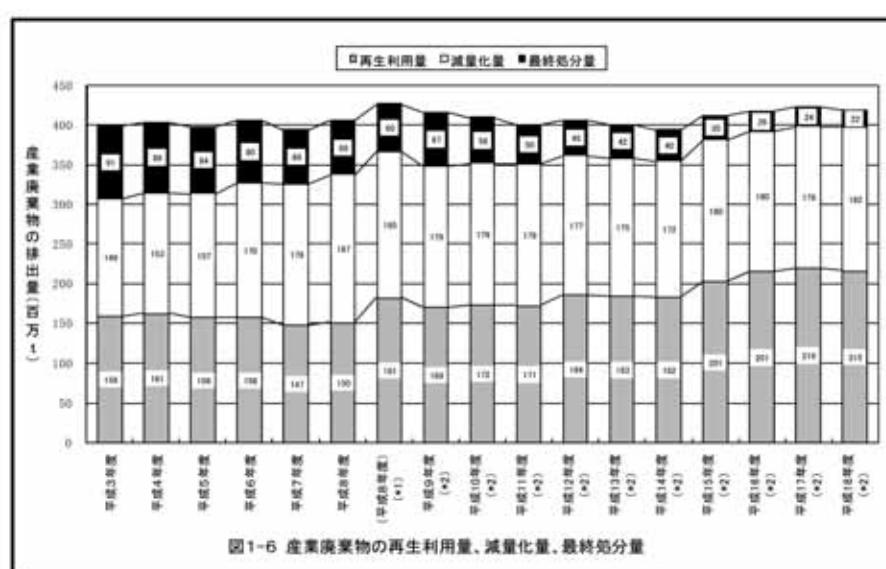
前回の調査結果と比較すると、減量化率が1ポイント上昇し、再生利用率、最終処分率が1ポイント減少した。



*各項目量は、四捨五入してあるため、段々か合わない場合がある

②総排出量、再生利用量、減量化量及び最終処分量の推移

産業廃棄物全体の再生利用量、減量化量及び最終処分量の推移を図1-6に示す。再生利用量がわずかに減少したが、最終処分量の減少傾向は維持している。



*1 「廃棄物の減量化の目標量」(平成11年9月28日政府決定)における平成8年度の数値を示す。

*2 平成9年度以降の排出量は*1と同様の算出方法を用いて算出している。

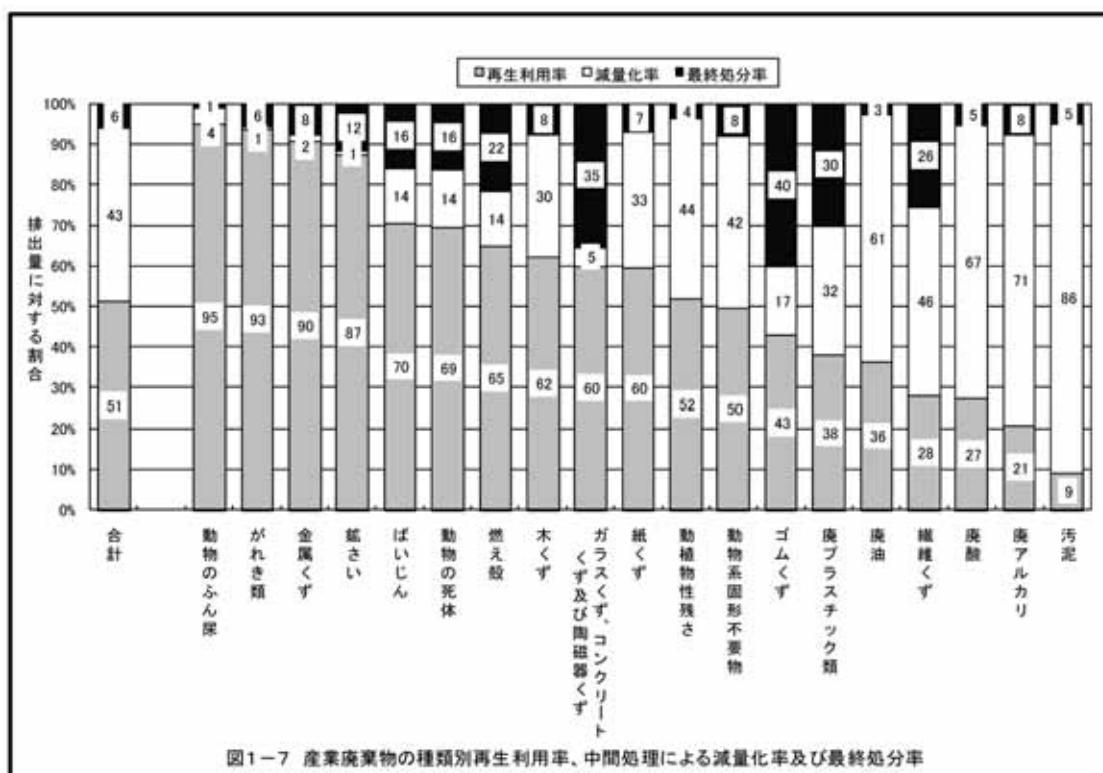
③産業廃棄物の種類別の処理状況

産業廃棄物の種類別の再生利用率、減量化率及び最終処分率を図1-7に示す。

産業廃棄物の種類別にみると、再生利用率が高いものは、動物のふん尿(95%)、がれき類(93%)、金属くず(90%)、鉱さい(87%)等であり、逆に再生利用率が低いものは、汚泥(9%)、廃アルカリ(21%)、廃酸(27%)等であった。

最終処分の比率が低い産業廃棄物は、動物のふん尿(1%)、廃油(3%)、動植物性残さ(4%)、汚泥・廃酸(いずれも5%)、がれき類(6%)、紙くず(7%)、木くず・金属くず・廃アルカリ・動物系固体不要物(いずれも8%)等であり、逆に最終処分の比率が高い廃棄物は、ゴムくず(40%)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(35%)、廃プラスチック類(30%)、繊維くず(26%)等であった。

前回の調査結果と比較して最終処分量が大きく減少した産業廃棄物は、汚泥(△201万トン)、鉱さい(△39万トン)、動物のふん尿(△22万トン)、廃プラスチック類(△14万トン)であった



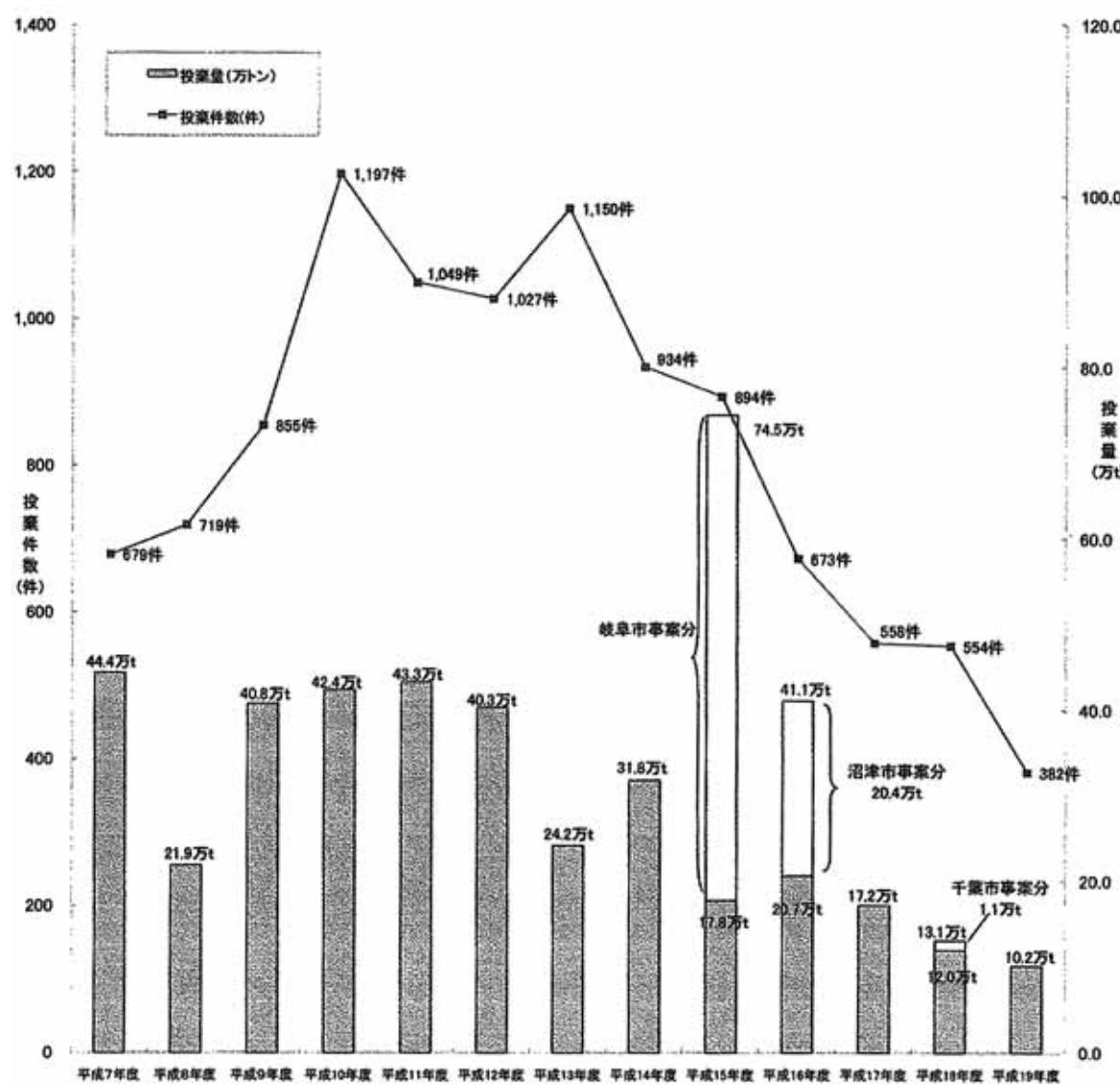
資料

②

平成19年度 不法投棄状況

1. 不法投棄件数及び投棄量

	平成 7年度	平成 8年度	平成 9年度	平成 10年度	平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度
投棄件数 (件)	679	719	855	1,197	1,049	1,027	1,150	934	894	673	558	554	382
投棄量 (万トン)	44.4	22.9	40.8	42.4	43.3	40.3	24.2	31.8	74.5	41.1	17.2	13.1	10.2



注)1 投棄件数及び投棄量は、都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不法投棄のうち、1件当たりの投棄量が10t以上の事案（ただし特別管理産業廃棄物を含む事案はすべて）を集計対象とした。

2 上記グラフの通り、岐阜市事案は平成15年度に、沼津市事案は平成16年度に発覚したが、不法投棄はそれ以前より数年にわたって行われた結果、当該年度に大規模事案として発覚した。

3 平成18年度の千葉市事案については、平成10年に発覚していたが、その際環境省への報告がされていなかったもの。

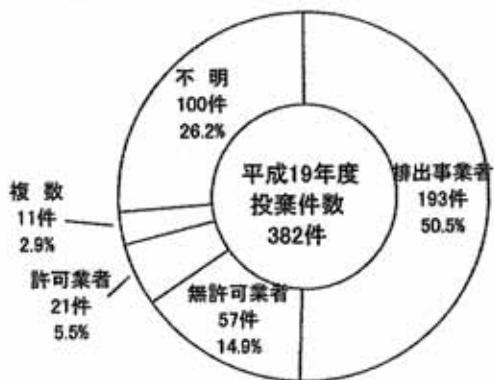
4 硫酸ピッチ事案及びフェロシリルト事案については本調査の対象からは除外している。

なお、フェロシリルトは埋戻用資材として平成13年8月から約72万トンが販売・使用されたが、その後、これが不法投棄事案であったことが判明した。不法投棄は1府3県45カ所において確認され、そのうち38カ所で撤去が完了している（平成20年9月時点）。

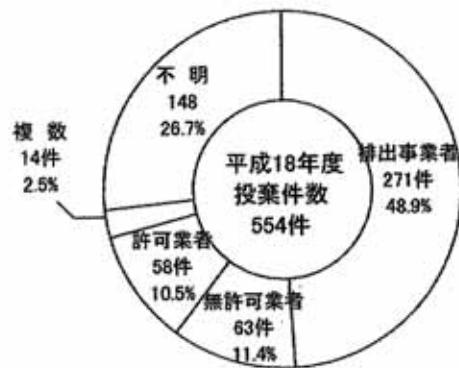
2. 不法投棄実行者の内訳

実行者	平成19年度		平成18年度	
	投棄件数(件)	投棄量(t)	投棄件数(件)	投棄量(t)
排出事業者	193	24,113	271	47,810
無許可業者	57	22,804	63	10,499
許可業者	21	31,114	58	34,869
複数	11	3,502	14	26,109
不明	100	20,186	148	11,947
合計	382	101,718	554	131,233

①投棄件数



平成19年度



平成18年度

②投棄量



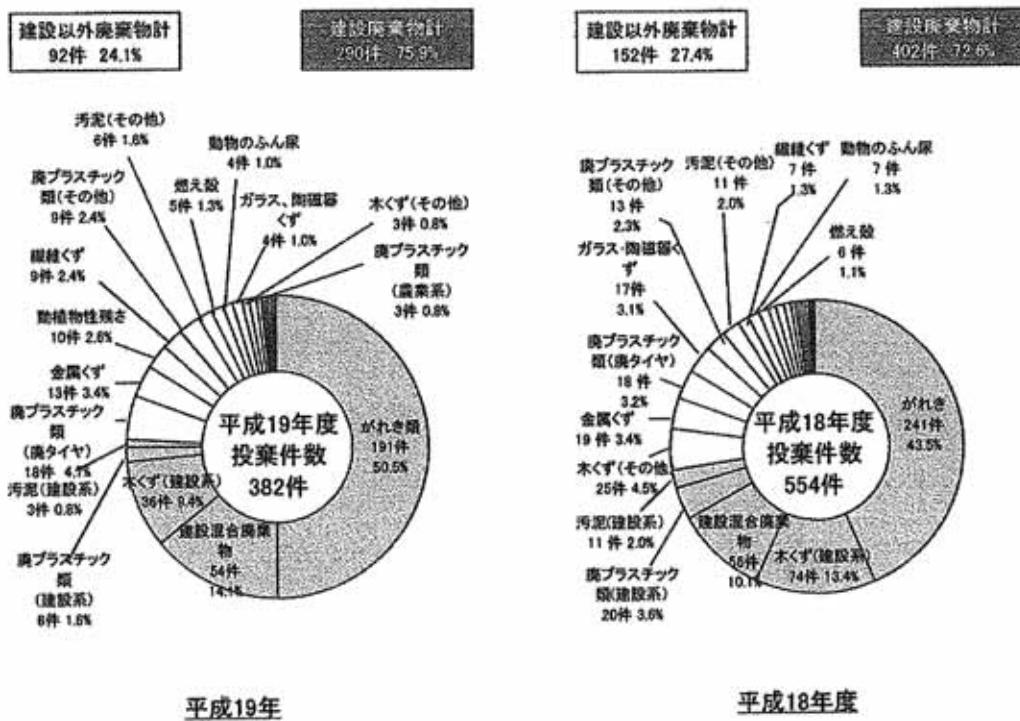
平成19年度



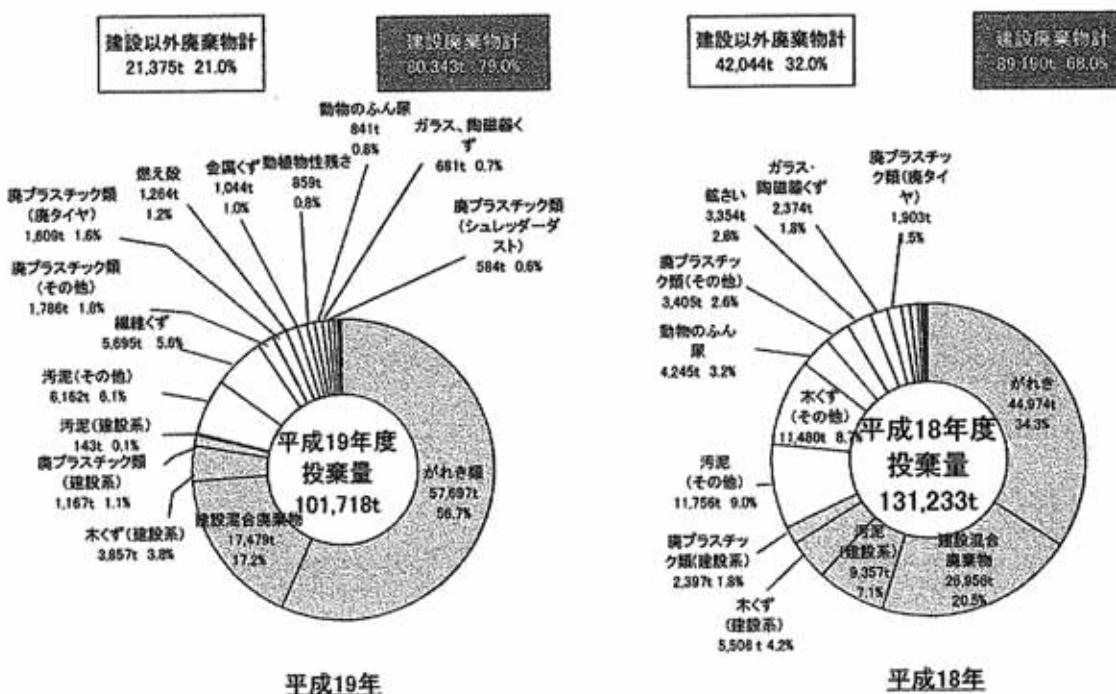
平成18年度

3. 不法投棄廃棄物の種類

①投案件数

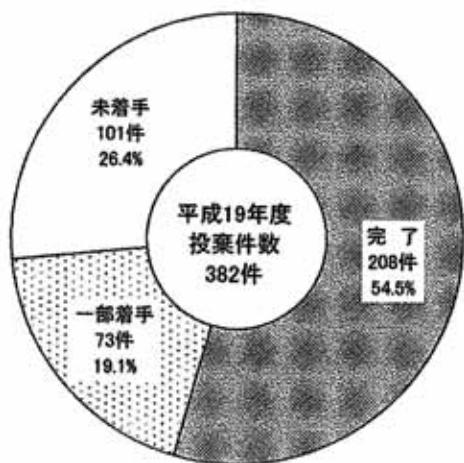


②投棄量

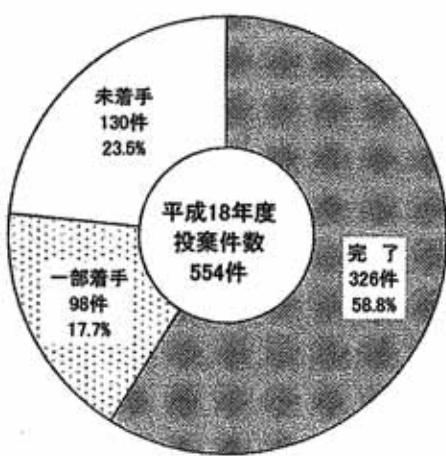


4. 支障除去等の状況

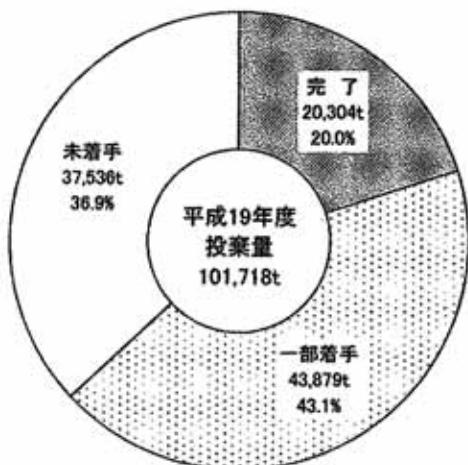
実行者	平成19年度		平成18年度	
	投棄件数(件)	投棄量(t)	投棄件数(件)	投棄量(t)
完了	208	20,304	326	42,692
一部着手	73	43,879	98	45,073
未着手	101	37,536	130	43,469
合計	382	101,718	554	172,179



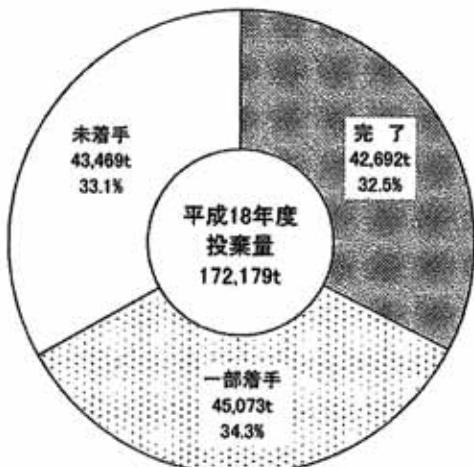
平成19年度



平成18年度



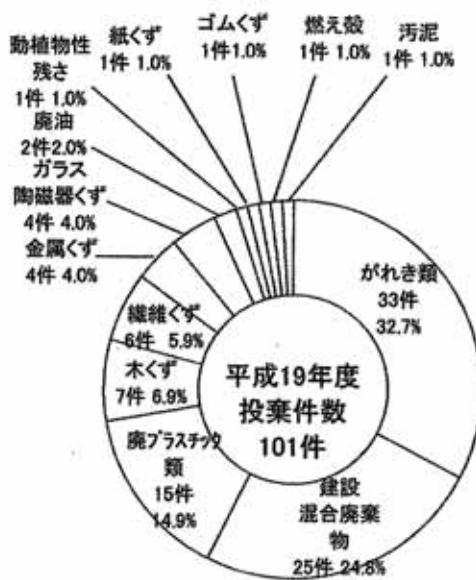
平成19年度



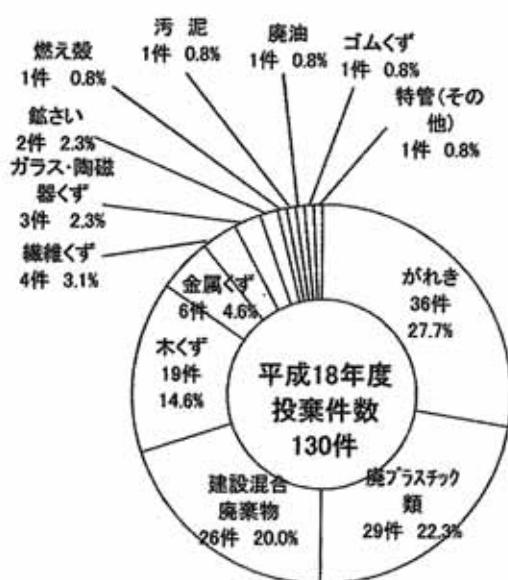
平成18年度

5. 支障の除去未着手の産業廃棄物の種類

①投棄件数

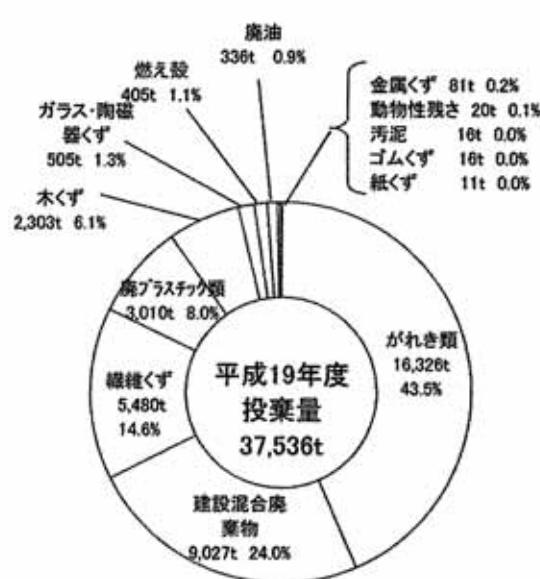


平成19年度

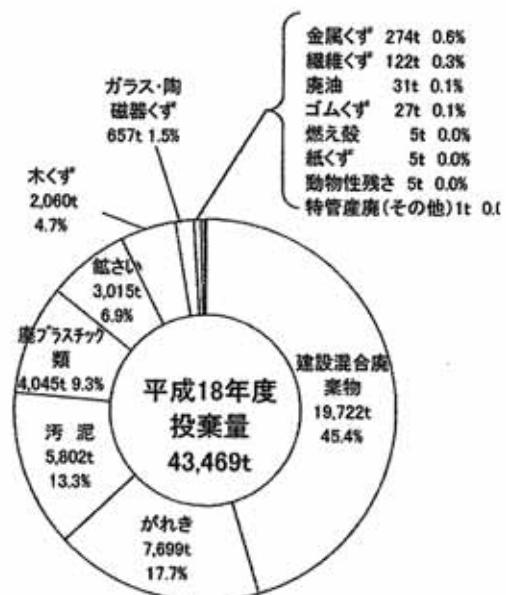


平成18年度

②投棄量



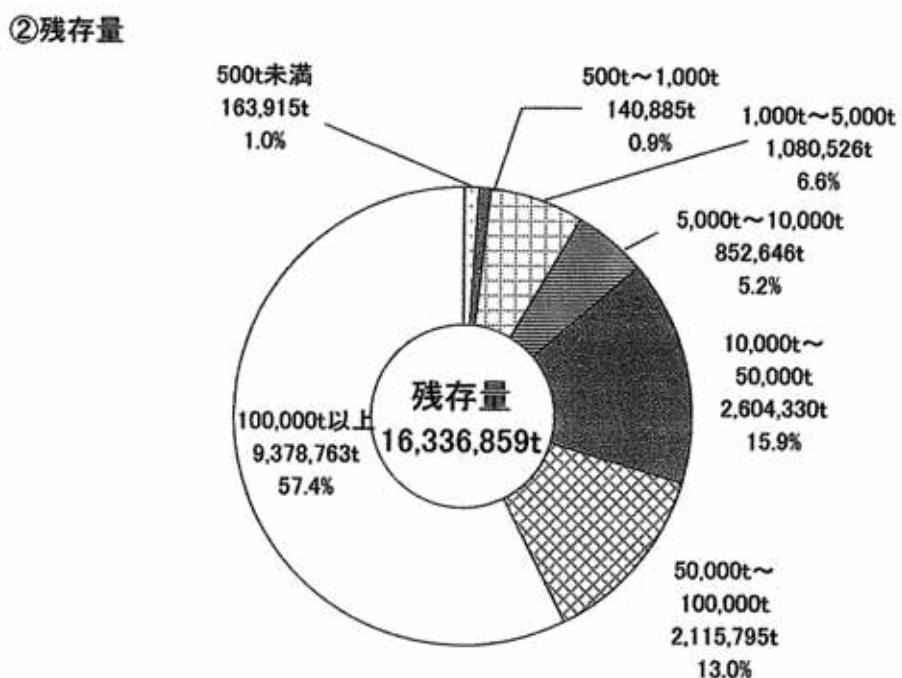
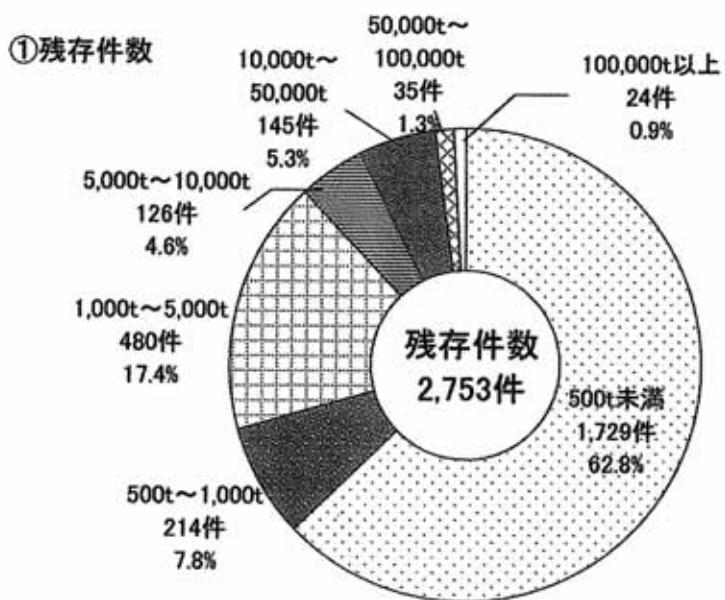
平成19年度



平成18年度

6. 規模別の残存件数と残存量（平成19年度末時点）

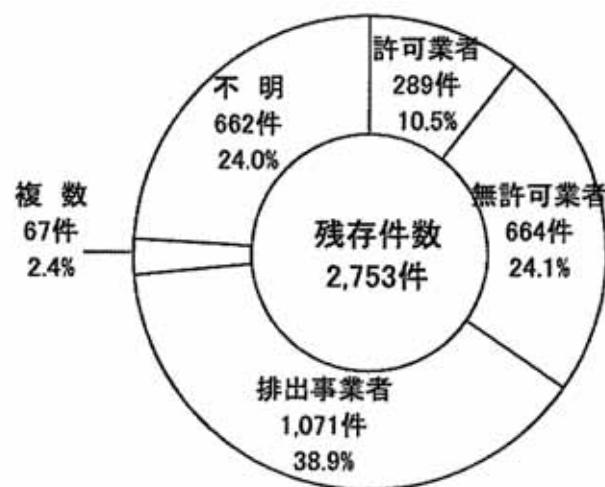
	500t未満	500t～1,000t	1,000t～5,000t	5,000t～10,000t	10,000t～50,000t	50,000t～100,000t	100,000t以上	合計
件数(件)	1,729	214	480	126	145	35	24	2,753
割合	62.8%	7.8%	17.4%	4.6%	5.3%	1.3%	0.9%	100.0%
量(t)	163,915	140,885	1,080,526	852,646	2,604,330	2,115,795	9,378,736	16,336,859
割合	1.0%	0.9%	6.6%	5.2%	15.9%	13.0%	57.4%	100.0%



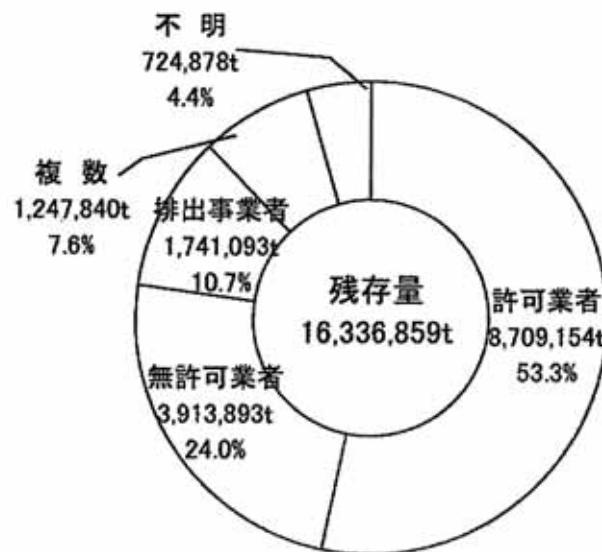
7. 不法投棄等の実行者（平成19年度末時点）

	残存件数	割合	残存量(t)	割合
許可業者	289	10.5%	8,709,154	53.3%
無許可業者	664	24.1%	3,913,893	24.0%
排出事業者	1,071	38.9%	1,741,093	10.7%
複数	67	2.4%	1,247,840	7.6%
不明	662	24.0%	724,878	4.4%
合計	2,753	100.0%	16,336,859	100.0%

①残存件数

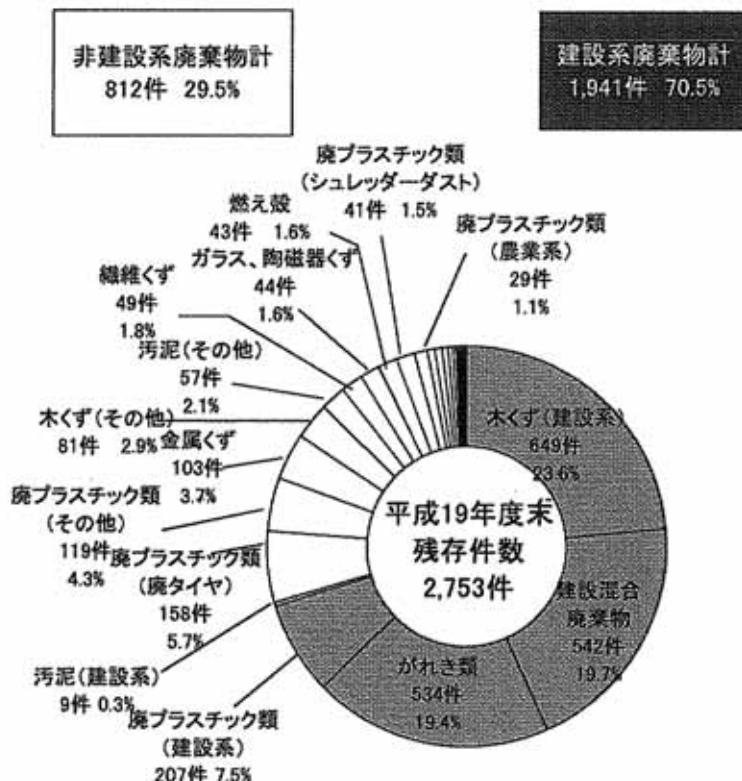


②残存量

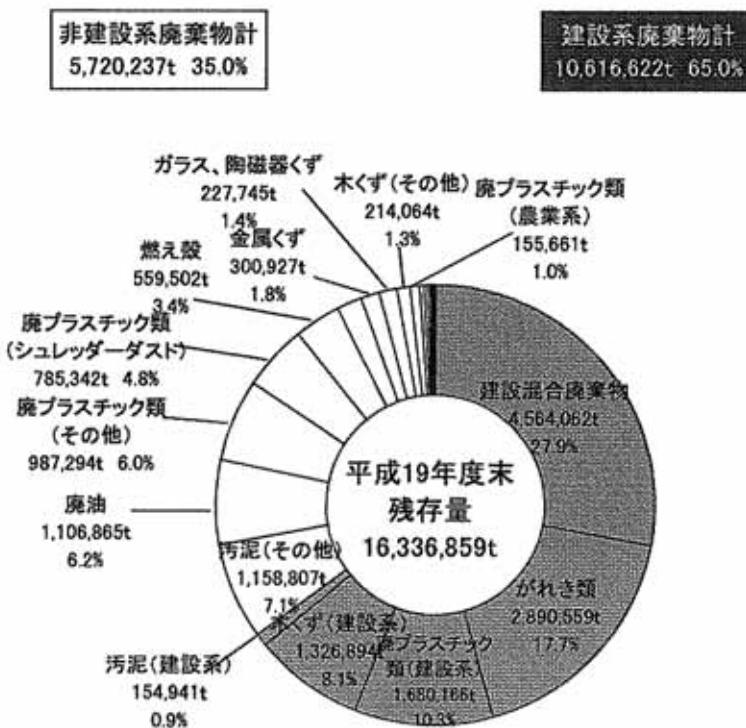


8. 不法投棄された廃棄物の種類別残存件数及び残存量（平成19年度末時点）

① 残存件数

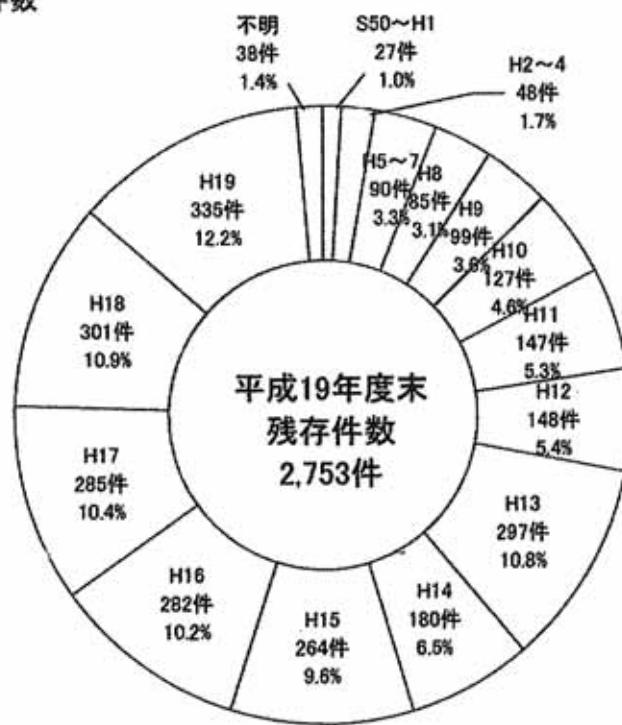


② 残存量

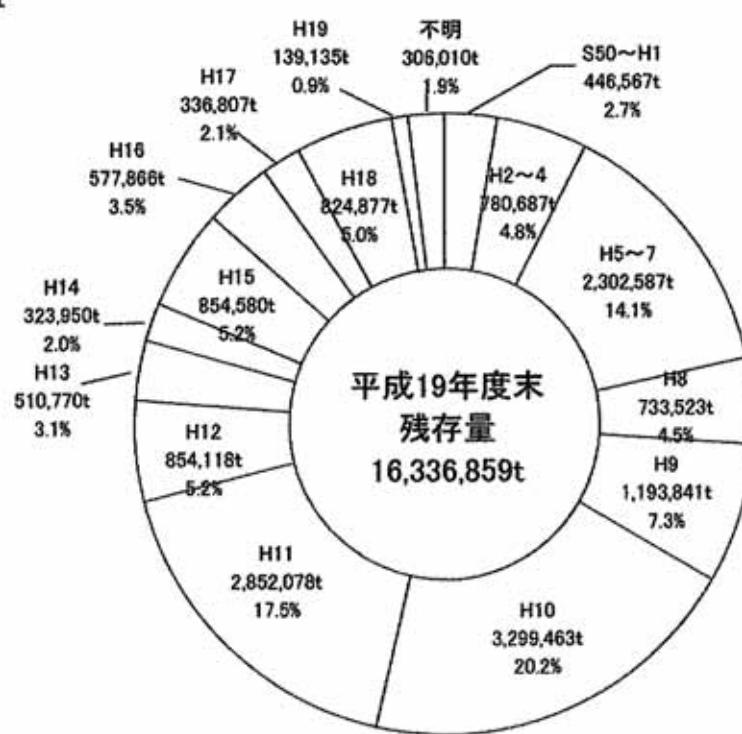


9. 不法投棄等事案の発覚時期別残存件数及び残存量（平成19年度末時点）

①投棄件数



②投棄量



企業の排出事業者責任が問われています。
リスク管理は万全ですか？



平成21年度 廃棄物管理士講習会 (産業廃棄物排出事業者講習会)

環境行政の経験豊富な大阪府等行政OBを講師に迎え、
廃棄物処理法の解説をします！

●開催期日

	開催期日	受講日数	定員
平成21年	8月28日(金曜日)	1日	150名
平成21年	10月23日(金曜日)	1日	150名
平成22年	1月29日(金曜日)	1日	150名
平成22年	3月5日(金曜日)	1日	150名

●会場：
大阪府農林会館



本講習会修了者には、(社)大阪府産業廃棄物協会が認定する「廃棄物管理士」の資格が付与されます。また本講習会は、「堺市が施行した循環型社会形成推進条例に基づく産業廃棄物管理責任者」として従事する要件を満たすためのものとしても、ご利用いただけます。



大阪会場：大阪府農林会館
大阪市中央区馬場町3-35

実施機関



社団法人大阪府産業廃棄物協会
大阪市中央区谷町3丁目4番5号 中央谷町ビル5階
TEL: 06-6943-4016

受付機関



関西環境保全事業協同組合
大阪市中央区谷町3丁目4番5号 中央谷町ビル4階
TEL: 06-6920-9292

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の許可申請に関する講習会(新規・更新)
特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会

近畿地区 平成21年度日程表

	新規講習会				更新講習会		特別管理産業廃棄物 管理責任者講習会
	産業廃棄物 収集運搬課程	産業廃棄物 処分課程	特別管理産業廃棄物 収集運搬課程	特別管理産業廃棄物 処分課程	収集運搬課程	処分課程	
講習期間、受講料	2日間 ¥30,400	4日間 ¥48,300	3日間 ¥46,200	5日間 ¥68,000	1日間 ¥20,000	2日間 ¥25,200	1日間 ¥12,000
平成21年 4月					大阪会場：23日		大阪会場：24日
5月	京都会場 12日～13日 和歌山会場 19日～20日 兵庫会場 26日～27日	奈良会場 12日～15日			兵庫会場：19日		兵庫会場：20日
6月	大阪会場 3日～4日 奈良会場 23日～24日		京都会場 17日～19日		京都会場：9日 奈良会場：25日 滋賀会場：30日	滋賀会場 16日～17日	大阪会場：2日 京都会場：10日 奈良会場：26日
7月	滋賀会場 8日～9日	兵庫会場 7日～10日			大阪会場：30日	大阪会場 1日～2日	滋賀会場：1日 大阪会場：3日 大阪会場：31日
8月	京都会場 27日～28日			大阪会場 17日～21日	兵庫会場：20日		兵庫会場：21日
9月	兵庫会場 24日～25日	滋賀会場 9月15日 ～9月18日 大阪会場 9月29日 ～10月2日					
10月	和歌山会場 14日～15日 大阪会場 28日～29日				和歌山会場：1日 京都会場：27日	兵庫会場 6日～7日	和歌山会場：2日 兵庫会場：8日 京都会場：28日 大阪会場：30日
11月	滋賀会場 10日～11日		大阪会場 11日～13日				滋賀会場：12日
12月	京都会場 1日～2日 兵庫会場 10日～11日				大阪会場：17日		京都会場：3日 大阪会場：18日
平成22年 1月	大阪会場 21日～22日		兵庫会場 19日～21日		和歌山会場：26日 兵庫会場：27日 滋賀会場：28日		兵庫会場：26日 和歌山会場：27日 滋賀会場：29日
2月	京都会場 23日～24日				京都会場：18日	京都会場 9日～10日	京都会場：19日
3月	兵庫会場 4日～5日 大阪会場 10日～11日	京都会場 9日～12日			大阪会場：18日		兵庫会場：3日 大阪会場：19日

受講申込み、お問い合わせ先

滋賀会場  (社) 滋賀県産業廃棄物協会 〒520-0051 滋賀県大津市梅林1-3-30 TEL: 077(521)2550 (こうぜんビル2階)	大阪会場  (社) 大阪府産業廃棄物協会 〒540-0012 大阪市中央区谷町3-4-5 TEL: 06(6943)4016 (中央谷町ビル5階)	奈良会場  (社) 奈良県産業廃棄物協会 〒636-0246 奈良県磯城郡田原本町千代580-4 TEL: 0744(33)8800 (南部環境開発ビル5階)
京都会場  (社) 京都府産業廃棄物協会 〒601-8027 京都市南区東九条中御霊町53番地の4 TEL: 075(694)3402 (Johnsonビル2階)	兵庫会場  (社) 兵庫県産業廃棄物協会 〒650-0023 神戸市中央区栄町通4-1-12 TEL: 078(371)3177 (日新ビル301)	和歌山会場  (社) 和歌山県産業廃棄物協会 〒640-8269 和歌山市小松原通1-1-11 TEL: 073(435)5600 (大岩ビル6階)



協会への入会のおすすめ

～協会組織の拡充強化を図るために～

当協会は、環境保全を理念とし、産業廃棄物に関する研修、普及啓発、調査研究、情報の収集、提供、指導等を行うことにより、会員の資質の向上を図り、産業廃棄物の適正な処理を推進し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、調和のとれた産業の発展に寄与することを目的としています。

産業廃棄物処理業界が健全な業界として発展していくためには、業界の方々が結束することにより、組織をより強固なものにして、共存発展することが肝要であります。

協会会員の増強については、協会及び関係機関において日頃、勧誘を行っているところでありますが、社団法人としての組織率は未だ十分とはいえないのが現状であります。少数よりも多数の方の組織の拡充強化が、社会的にも発言力が強力なものとなり、説得力も増大し業界発展の基礎となります。

会員の皆様におかれましては、未加入処理業者へは、正会員として、また取引先の排出業者には賛助会員として、是非ご入会の勧誘をお願いします。

一社でも多くの方々が協会に入会されますことが、更なる発展を期するための、必要条件であります。

入会申込み方法

下記協会事務所へ電話でご連絡いただければ、
入会申込書をお送りいたします。

社団法人大阪府産業廃棄物協会

〒540-0012 大阪市中央区谷町3-4-5 中央谷町ビル5階
TEL : 06-6943-4016 FAX : 06-6942-5314
<http://www.o-sanpai.or.jp/>



Clean Life vol.37

クリーンライフ

第37号



平成21年5月1日発行

発行責任者 社団法人

大阪府産業廃棄物協会

〒540-0012

大阪市中央区谷町3-4-5

TEL : 06-6943-4016

FAX : 06-6942-5314

会長 國中 賢吉

組織広報委員長 白坂 悅夫

